

「第1次川崎市子どもの権利に関する行動計画
～子どもの意見表明・参加を中心に～」
の評価について

2008（平成20）年11月

川 崎 市

1 はじめに

(1) 評価についての考え方

「第1次子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」は川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第36条に基づき、川崎市の子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるようにするため、2005（平成17）年3月に策定した。

このたび、平成19年度に行動計画期間が終了したことに伴い、子どもに関する施策の各所管部署が自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会へ意見を求め、権利委員会の意見も合わせて公表するものである。

(2) 進行管理及び評価に関する経過

第1次子どもの権利に関する行動計画の進行管理及び評価に関する経過は次のとおりである。

2005（平成17）年3月	第1次行動計画策定
2005（平成17）年4月	第1次行動計画実施
2006（平成18）年3月	平成17年度進捗状況報告書作成
2007（平成19）年3月	平成18年度進捗状況報告書作成
2008（平成20）年3月	所管部署へ自己評価の依頼
2008（平成20）年6月	自己評価を川崎市子どもの権利委員会へ提出
2008（平成20）年11月	公表

2 評価結果

第1次行動計画は、2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの3年間の実施計画であり、3つの施策の方向性の下に16の重点施策を位置づけ、さまざまな事業を展開した。今回、総合的な評価を実施するにあたり、3年間の実施状況及びその成果と課題について、所管部署に対する調査を実施した。この調査結果を踏まえ、施策の方向ごとに評価の視点を設定し、総合的な評価を行なった。

施策の方向 1 子どもの権利に関する意識の向上

啓発・広報を充実させるとともに、子ども自身が子どもの権利について学ぶことや子どもを支えるおとなが子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する意識の向上に努めます。

施策の方向1については、3つの視点を設定し次のとおり評価した。

評価の視点 啓発・広報の充実度

条例第5条の趣旨を踏まえ、関係団体等と協働して「かわさき子どもの権利の日の事業」を実施している。実施にあたっては、青少年育成団体、PTA、民生委員児童委員、人権擁護委員、関係団体・関係部署等で構成された実行委員会を設置し、幅広い市民の参加で進めている。今後も子どもの権利の日事業を充実させ、市民グループ等との連携を強化していくことが重要である。

「かわさき子どもの権利の日」にあわせて、学校では「子どもの権利の日週間」を設定し、子どもの権利学習の公開授業を実施するなど地域への啓発に努めている。その他、子どもの権利擁護に関する事業や青少年育成関係事業など子どもに関わる部署での意識啓発が関連して行われている。

子どもに対しては、条例施行後、市内の学校に在籍する全児童・生徒に対してパンフレットを配付していたが、2006（平成18）年度から、パンフレットの配付対象を見直し、保育園、幼稚園の園長を対象とした説明会を行うなど工夫した。このことにより、保育園等での保護者を対象とした学習会を開催するなど主体的な取組が広がったが、継続的な取組が行えるよう支援が必要である。

2005（平成17）年度に区役所に「こども総合支援担当」を設置したことにより、行政区を単位とした広報が進められている。

こども文化センター等の子どもが利用する施設での広報紙づくりにおいては、行事の広報などを子ども自身が担っていたり、「こどもページ」の一部を子どもが作成したりなど、広報への子どもの参加を進めているが、継続・充実のための工夫が課題である。

評価の視点 子ども自身が子どもの権利について学ぶことへの支援の充実度

平成17年度には、小学校低学年（1年生）用の権利学習資料「かがやき」を発行し、権利学習の幅を広げた。講師派遣事業に関しては、増え続ける派遣希望に対応しきれないことが課題で

ある。

評価の視点 大人の子どもへの権利に関する理解の進展度

学校の人権学習資料（人権学習事例集（kタイム））の中に子どもの権利学習を位置づけ、総合的な人権・権利教育のための指導資料を充実させるとともに、情報紙（t i t t i）を新たに発行し、子どもにかかわる大人への支援の充実を図った。

また、子どもの権利の日週間での公開授業は、地域の大人に対する理解を促進する機会となっている。より多くの機会を利用して取組を進める必要がある。

施策の方向 2 子どもの意見表明・参加の促進

子どもの権利条例に基づいた子どもの意見表明・参加に関する取組をさらに充実します。また、市が実施する子どもにかかわるさまざまな施策や事業に子どもの意見表明・参加の視点を導入するとともに、子どもの意見表明・参加を促進するための仕組みづくりや条件整備を行ないます。

施策の方向2については、4つの視点を設定し次のとおり評価した。

評価の視点 子どもの権利条例第30条及び第33条に基づいた取組の進展度

条例第33条に規定する取組として、学校教育推進会議を設置し、2002（平成14）年度から全校種で実施しているが、具体的な事例を紹介するなど学校の取組に対する支援の充実が課題である。

2005（平成17）年度に、市立保育園3園では保育推進会議を開催した。子どもが意見を言いやすい環境整備に努め、地域の大人も参加して実施したが、保護者と保育園の連携の重要性に注目し、大人に対する意識向上を優先的に取組むこととした。保育推進会議という形式に関わらず、保育園内で子どもが自分の思いや考えを表現しやすい環境づくりが求められている。

川崎市子ども会議においては、2005（平成17）～2006（平成18）年度の活動を踏まえ、2007（平成19年度）は、学校や環境についての市の取組を調査したり、地球環境問題の街頭キャンペーンを実施したり、地域の子ども会議との交流会を行なうなど活動を広げ、その結果を市長へ提言した。今後も、地域の子ども会議等との交流を図り、相互に活動が活性化するように連携していくことが重要である。

評価の視点 主に子どもが利用する施設等における子どもの意見表明・参加の充実度

施設の運営等に子どもの意見を反映させるため、市内59のこども文化センター等、114のわくわくプラザの全施設において「子ども運営会議」を設置した。各子ども運営会議の開催回数は平均で約13回となっており、館の行事の企画運営や館のルールづくりなど、子どもの参加が促進されている。

川崎市子ども夢パークの子ども運営会議やこども文化センターの子ども運営会議の取組を紹介

した「地域における子ども参加の事例」を作成し、関係機関に配布し、施設における子ども参加の取組を支援した。さらに子どもの参加が進むよう手法の研究が課題である。

評価の視点 子どもの意見表明・参加を促進するための条件整備の充実度

こども文化センターや子ども夢パークでは、安全管理と子どもの自主的な活動の促進など具体的なテーマを設定した研修を実施するなど、子どもの自主的・主体的な参加をサポートできるよう職員の意識の向上に努めている。

子ども向けホームページ「こどもページ」の一部を子どもが作成する取組（子ども記者事業）を行い、子どもの視点の導入に努めるなど、広報への子ども参加の推進に努めた。子ども会議コーナーなど子ども向け情報を充実し、子どもの意見表明・参加をさらに促進することが課題となっている。

その他の条件整備については、川崎市子ども会議では、市内全域から子どもが参加できるように子どもの活動に対する実費支援、子ども会議サポーターの養成など継続的な支援が行われている。ハード面では、こども文化センターの施設整備を計画的に進めている。

活動場所の整備、活動への支援、活動を支える人の養成など、継続的に進める必要がある。

評価の視点④ 相談・救済等にかかわる参加の進展度

相談・救済においては、人権オンブズパーソン子ども教室を開催し、中学生や児童養護施設の子どもの対して、子どもの権利について考える機会を提供したことにより、「何かあったら利用しようと思った」など子どもに対する認識の向上を図った。学校における処遇手続きに関しては、生徒指導研究会で適正な生徒指導のあり方と指導に関する基準の明文化と周知等について検討したが、明文化に向けては引き続き課題となっている。また、2007（平成19）年度には、川崎市子どもの権利委員会に「子どもの相談及び救済について」諮問しており、その検証結果を踏まえて取組を検討していく予定である。

施策の方向3 参加しにくい子どもへの支援

さまざまな要因で、意見表明・参加が困難な状況にある子どもに対して、個々の状況等に配慮し、必要に応じた意見表明・参加のための支援を充実します。

施策の方向3については、評価の視点の設定が困難なため、重点施策ごとの評価とした。

重点施策12 多様な文化的な背景をもつ子どもへの支援

学校や地域での多文化理解のためのふれあい事業、多言語での情報提供、各種お知らせへのルビ振りなど支援が推進されているが、子どもへの直接支援である学習サポートの充実が課題である。

重点施策13 障害のある子どもへの支援

子どもが育ち・学ぶ施設及び利用する施設において、計画的にバリアフリー化の改修工事が実施されているが、生涯学習活動において課題とされている、障害のある人の主体的な参加への支援は引き続き重要である。

重点施策14 児童養護施設等で生活する子どもへの支援

児童相談所一時保護所では、施設を改修し受け入れ定員増を図り、要保護児童の増加へ対応した。また、複雑なケースに対応できるよう専門性の確保、関係機関との速やかな連携に努めている。一時保護所の学習支援を教育委員会と児童相談所の連携により継続的に実施しているが、実施回数を増やすことや学齢ごとの学習支援が課題となっている。

児童養護施設に関しては、新たに2ヶ所の地域小規模児童養護施設を開設し、子どもが家庭に近い状態で生活できるよう環境を整備した。また、施設で生活する子どもへ配付している「子どもの権利ノート」に綴じこんでいた人権オンブズパーソンあてのはがきを封書にするなど、子どもが人権オンブズパーソンを利用しやすい工夫をするなど権利擁護の取組を進めた。

重点施策15 不登校の子どもへの支援

不登校対策推進事業を推進するなかで、関係機関、関係団体、NPO等の連携を強化した。教育相談やメンタルフレンドの活動等個別の支援についても継続的に行なっているが、総合的な対策の構築、増加している不登校の子どもニーズに沿ったきめ細やかな対応、メンタルフレンド等スタッフの確保などが課題となっている。

重点施策16 乳幼児とその親等への支援

乳幼児の意見表明に関する取組は、親等への支援、乳幼児期の子どもにかかわる大人への支援という枠組みで進めた。その結果、子育て支援センターの設置、子育てネットワークづくり、母子を対象としたイベントの実施など、乳幼児をもつ親等への取組が充実してきている。また、区役所にこども総合支援担当を設置し、区を単位とし地域課題の把握に努めた。今後は、子どもへの支援を子どもの身近な地域レベルで取組めるよう体制を整備し、総合的な子ども支援・子育て支援の充実を図っていく予定である。

今後の方向性

今回、子どもの意見表明・参加を中心とした第1次の行動計画の自己評価を行なった。

なお、2008（平成20）年度からの第2次行動計画をすでに実施しているが、策定段階において第1次の行動計画に位置づけた施策や事業を含め調査を行うなど、第1次の行動計画の進捗状況を確認し課題を整理した。また、第2次の行動計画においても、施策の方向の一つに「子どもの意見表明・参加の促進」を位置づけていることから、この総合的な評価を踏まえながら第2次の計画を推進していくことを予定している。

「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」 (第1次行動計画)についての行政の自己評価に対する川崎市子どもの権利委員会の意見

2008(平成20)年10月

第1次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価に関して、市は各所管部署による3年間の取組を踏まえた自己評価を実施し、それらをまとめ一覧表を作成している。さらに、各所管部署による評価結果を踏まえ、全体的な自己評価を実施している。川崎市子どもの権利委員会は、これらの自己評価に対して、次のとおり意見をまとめた。

その際、施策の成果を明確にできているか、その成果を踏まえて課題が提示できているか、成果及び課題は、子どもの権利条例の趣旨を踏まえ子どもの権利保障の推進という視点で整理されているか、取組状況は具体的に記述されているかなどに留意した。

施策の方向1 「子どもの権利に関する意識の向上」について

権利意識の向上では、子ども・市民・職員の意識の変化に視点を据える必要がある。当該分野の施策の効果を把握することは決して容易ではないが、広報や研修等の効果を検証する視点や手法を開拓していくことが重要である。

また、学校における子どもの権利学習の導入については、どのような年間計画がたてられたのかなど、学校でのカリキュラムへの組み込みを支援していくことが重要である。その際、子ども自身が学び、力をつけていくことを大切にして、子どもの権利を子どもにかかわるすべての教育活動に組み入れるとともに、「いのちの教育」を「いのちの権利の学習」へと結び付けていくことなど、これまでの教育課程を子どもの権利学習へつなげていくことが大切である。

権利意識が、子どもの自己肯定感の向上、権利侵害を受けたときのSOSの発信、子ども参加の進展等につながることを踏まえ、広報や研修等をいっそう体系的かつ組織的に進めていくことが望まれる。

施策の方向2 「子どもの意見表明・参加の促進」について

子どもの社会参加においては、子ども参加によるまちづくりをさらに進展させていくことが重要である。条例に基づく川崎市子ども会議においては、子どもが主体的にまちづくりへの活動を開始しており、着実に経験を積み重ねている。引き続き、サポーター養成をはじめ、子どもの参加支援のための取組の充実が求められる。さらに、地域の子どもの会議との連携にはどのような支援や体制が必要なのかなどを検討しながら取組を進めていくことが必要である。

学校における子どもの参加については、学校教育推進会議を全校種で設置したことは評価できる。その上で、推進会議において子どもをどのように位置づけたのか、子どもの意見をどのように聞き反映したのか、推進会議の実践事例の共有をどのように図ったのか、

など具体的な取組状況を把握した上での成果課題の整理が必要である。このことは学校評価システムの導入においても同様である。

施策の方向3 「参加しにくい子どもへの支援」について

参加しにくい子どもへの支援においては、参加しにくい子どもが意見表明・参加するための支援をどうしていくかという基盤づくり、具体的には生活支援が重要である。そして、参加しにくい子どもの意見を代弁できる、あるいは子どもが安心して意見が言えるようにしくみをつくることとともに、個別具体的に支援することや「雰囲気」をつくることが大切である。

おわりにかえて

施策の方向ごとに評価の視点を設定したこと、第2次行動計画の策定と連動しながら課題整理を行なったことなどは評価できる。

しかし、施策・事業を実施した効果や成果の記述が充分でないと思われる部分もあったため、記述方法を含め自己評価の提示の仕方についてさらに検討が必要である。また、市ではPDCA（計画・実施・実行・評価・検証・改善・措置）のサイクルに沿って施策が進められているが、施策が子どもにどこまで届いているのか、子どもの権利保障にどのような効果をもたらしているかなどを基本にした子どもの権利委員会による検証と連動した評価が行なえるようシステムの構築が望まれる。

市が区にこども支援室をつくったことにより、より子どもの身近なところで子ども支援が実施される効果は大きいと考える。また、市民・こども局ができ、子ども施策がより総合的に取り組まれることが期待される。

参 考 资 料

「第1次子どもの権利に関する行動計画」の自己評価一覧表

- ①実施状況については、目標の達成状況を具体的に把握するため、最終年度の取組を中心に記述した。
- ②評価については、A～E(右参照)の5段階で行った。
- ③成果及び課題については、3年間(平成17～19年度)の実施状況を踏まえた。また、第2次行動計画に落とし込んでいる事業については、方向性等を記述した。

- A…目標を上回って実施 D…目標を下回った
- B…目標をほぼ達成 E…その他
- C…目標を変更して実施

子どもの権利に関する意識の向上		子どもの権利に関する啓発・広報を充実します。		19年度までの実施目標		実施状況		評価
1	市民の条例の認知度を50%に上げることを目指し、関係部署との調整・連携により効果的に啓発・広報を実施します。 現状：41.8% 目標：50%(2007(平成19)年度)	事業概要	19年度までの実施目標					B
1-1	総合的な広報計画の策定	市民局	他部署で発行する関連する広報紙や子どもにかかわる市民グループ等の機関紙等に、子どもの権利に関する記事の掲載を依頼する。市民に対する条例の認知度、50%を目指し、総合的な広報計画を策定する。					B
1-1	成果及び課題	市民局	17～18年度の取組をふまえ、19年度において、パンフレットの配布先・配布数等について教育委員会及び健康福祉局の所管課との調整を図り、配布時に前回の説明を行うなど、職員に対する啓発も兼ねてパンフレットの配布計画を見直した結果、保育園等の施設での独自の学習会の開催が増えるなどパンフレットの配布や活用の機会が増えた。広く理解が進むような広報・啓発計画が必要である。					B
1-1	大人が変われば、子どもも変わる運動	市民局	社団法人青少年育成国民会議が主催し、内閣府等の後援のもと全国的に推進されている「大人が変われば、子どもも変わる運動」を本市においても推進するため、平成10年10月からその取り組みを始めた。大人が地域の中で子どもを温かく見守り、育てていくことを基本に、青少年の健全育成を展開していく。					B
1-1	成果及び課題	市民局	「大人が変われば、子どもも変わる運動」を市民へ周知のため、街頭キャンペーン、各区の区民祭等において、のぼり旗の掲出、啓発物及びチラシを配布し、広報活動を展開していくなかで、子どもの権利について広報を行う。					B
1-1	成果及び課題	市民局	「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の取組み、「全国青少年健全育成強調月間」の取組み、及び各区の区民祭等に於いて、青少年指導員が中心となり、子どもと大人のパートナーシップの構築を進める広報・啓発に努めた。(平成19年度の街頭キャンペーンは、7月10日「R川崎駅東口、11月6日新百合ヶ丘駅南口ペデストリアンデッキで実施)					B

2	新規採用職員研修等における人権研修のキャリアラムの中で、子どもの権利に関する意識向上を図るための研修を実施します。 現状：職員研修（2004（平成16）年度、約50人） 目標：新規採用職員研修等（2005（平成17）年度から、約200人）	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
1-2	行政職員に対する研修	子どもの権利に関する意識向上を図るための研修に職員を派遣する。各部署で実施する研修に子どもの権利に関するプログラムを導入するよう働きかける。	新規採用職員研修を始めとするさまざまな研修における人権研修のキャリアラムの中で、子どもの権利に関する職員の意識向上を図るための研修に講師として職員を派遣する。（職員研修所における研修対象職員：毎年約200人）	職員研修所が実施する人権研修において、子どもの権利に関する研修を行った。平成19年度は、職員研修/230人(6月実施)、第2回新規採用職員研修/42人(11月実施)、人権研修/180人(1月研修)また、市立保育園園長会、川崎区の市立保育園全体研修、保育園職員及び保護者対象の子どもの権利の学習会に職員を派遣した。	A
3	市民、市民グループ等との連携を強化するなどして「かわさき子どもの権利の日事業」を充実します。	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
1-3	かわさき子どもの権利の日事業	子どもの権利についての関心と理解を深めるために設けられた「かわさき子どもの権利の日」にふさわしい事業を実施する。事業実施にあたっては、広く市民の参加を求め、市民と行政との連携を進めるため、本市関係機関、子どもにかかわる団体の代表等で構成する「かわさき子どもの権利の日事業実行委員会」を組織し、「かわさき子どもの権利の日」の開催、市民企画事業への支援などを行う。	「かわさき子どもの権利の日」とい、市民企画事業などのこれまでの市民との連携・協働事業を検証し進捗を進める。	市民及び関係局の行政職員とともに「かわさき子どもの権利の日」を企画開催している。平成19年度は、つどいの350人の参加者があった。市民企画事業(平成19年度：7グループ)への助成、子ども夢パークとの共同事業の開催、行政の関連事業の実施、全市の広報場示板へのポスターの掲示、チラシの配付7区役所の懸垂幕、アゼリア地下街の展示等を実施した。平成19年度は、会場のある区の町内会の協力を得て回覧での広報を実施した。	B
4	市民グループ等のネットワークづくりを支援するため、子どもにかかわる市民グループ等への情報提供を充実します。	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
1-4	市民グループ等のネットワークづくりへの支援	市民グループ等のネットワークづくりを支援するため市民グループ等のネットワークづくりを行う。	市内の子どもにかかわるグループを把握しグループ情報を整理する。子どもの権利に関する事業等の情報を提供する。	平成17年度に、アンケートを実施し、活動分野別の市民グループ情報を整備した。アンケートによりグループ情報を更新した。また、子どもの権利の日事業と連動し、市民グループ、市民に対して、子どもの権利に関する情報提供を行うとともに、子どもの権利の日市民企画事業報告会を開催し、参加団体で情報交換を行い、子どもの権利に関わる市民グループ同士が連携する機会を提供した。	B
		事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
		市民グループ等のネットワークづくりを支援するため市民グループ等への情報提供を充実します。	市内の子どもの権利の日事業に参加する市民は8～10名、当日参加者は、毎年約350～400人となり、市民参加の取組を推進した。より幅広い市民グループ等の参加と連携を進めるため、事業の充実を図る。		
		市民グループ等のネットワークづくりを支援するため、子どもにかかわる市民グループ等への情報提供を充実します。	子どもの権利の日事業に参加する市民団体を対象とした意見交換を実施した。これを基盤にゆるやかなネットワークづくりを広げていく必要がある。		

行政区レベルの啓発・広報を充実するため、全区役所での取組を支援します。 現状：1区で実施（定期発行誌で子どもの権利に関する記事を掲載）			目標：全7区で実施			
実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	
1-5	子ども相談窓口の設置	麻生区役所	平成17年4月から、子ども総合支援担当が各区に配置され、概ね0歳～18歳までの子どもの施策を調査し企画していくこととなった。麻生区では、18年4月から子ども相談を総合的に受ける子ども相談窓口を開設し、母子健康手帳の発行等妊娠時から子ども、家庭、学童、教育等に関する相談を保健福祉センターをはじめ、区役所や教育委員会等の機能を活用しながら相談に乗り、子どもの健やかな育成の一助とする。	子どもに関する相談体制を整備し、区民の方が相談しやすい窓口の開設・運営を行なう	平成19年4月から12月までの累計で、子ども相談窓口で受けた全相談数は3,045件を数え、その主な相談は、母子手帳の交付に伴う妊婦面接・保育所入所相談・教育相談・転入に伴う相談・子育て相談等である。	B
		成果及び課題	子どもに関する相談窓口として妊娠時から子ども、家庭、学童、教育等に関する相談を受け付け、必要に応じて、関係機関との調整、カンファレンス等を行い、問題の解決を図っている。継続充実が必要である。			
1-5	高津区子ども・子育て支援情報発信事業	高津区役所	地域における子ども・子育ての支援強化を図るために情報の提供を行っていきいます。	高津区こそだてかわらば「みんなおいでよ！たかっこの」の子ども権利条例コラムを掲載する。	「高津区子育てかわらば」を毎月発行。子ども権利条例コラムも隔月に掲載を継続。発行部数は約3,000枚で、平成19年10月から、高津区協働提案事業である子育て情報誌「あつたかっこのしん」と統合し、子育て情報発信の充実を図った。子ども権利に関するコラムも隔月で3年間コラムを継続して掲載。また、19年4月には「ホッとこぞだてたかっこの」の携帯サイトを開設するとともにホームページやガイドブックの内容の更新を行った。	B
		成果及び課題	高津区の子育て情報「ホッとこぞだてたかっこの」のホームページやガイドブックの更新及び携帯サイトの開設、更新管理さらには協働提案事業「あつたかっこのしん」との統合により、より市民の視点に立った情報発信の充実強化を図った。今後は就学後も含めた情報収集、発信等の充実が必要である。			
1-5	中原区子育て情報誌の作成	中原区役所	地域の子どもや子育ての支援を強化するために、様々な情報の発信を行っている。	平成17年度、編集委員会立ち上げ。平成18年度、情報誌の発行・配布。その後引き続き続き子育て情報のホームページ作成や随時情報を区民向け提供している。また、ホームページについて検討する。	平成18年度にガイドブックを作成し、新たな子育て世代となった区民（乳幼児を抱える転入者、出産者）を中心に区役所窓口で配付し、区内の子育て情報を発信した。また、ホームページを活用し、イベント等の子育て情報を掲載している。	B
		成果及び課題	区内の子育て情報を中心に情報発信するガイドブックの発行は、地域の子育て支援に貢献した。予定を上回る需要があり、改訂版を発行することが必要となっている。			
1-5	地域子育て環境整備	川崎区役所	子ども総合支援の一環として、区内の市立小学校及び市立中学校の入学説明会若しくは入学式において、新入学生徒及び新入学生の安全確保のため、保護者向けに児童・生徒に対する注意事項を呼びかけたパンフレットを配布し、その中で子ども権利について必要がある。	市内の小学校・中学校の協力を得て、次年度以降も新入学生・新入学生の保護者向け啓発パンフレットを配布し、子どもの権利に関する条例のパンフレットを配布する。	小学校新入学生、中学校新入学生の安全確保のため、「新一年生の安全のために」（小学生用・中学生用）を作成し、区内の小学校・中学校の協力を得て、入学説明会もしくは入学式において保護者向けに配付し、子どもの権利を尊重するよう啓発した。（小学校21校 入学説明会日程1/31～2/21）平成17年度から実施。	B
		成果及び課題	子ども総合支援の一環として、区内の市立小学校及び市立中学校の入学説明会若しくは入学式において、新入学生徒及び新入学生の安全確保のため、保護者向けに児童・生徒に対する注意事項を呼びかけたパンフレットを配布し、その中で子ども権利について必要がある。継続していく必要がある。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
1-5	子ども相談窓口の設置	宮前区役所	19年4月から区役所内に「子ども相談窓口」を設置。子どもに関する情報を提供し、様々な問題について、保健師、教育相談員、家庭相談員が専門的な立場から相談に応じる。	子どもに関する情報収集・発信・提供を行うとともに、地域の関係機関・団体等と連携を図り、総合的に支援していく。	相談窓口の情報資料を整備し、母子健康手帳交付時と乳幼児のいる転入者に対し、子ども関係資料一式を配布した。	B
1-5	多摩区子どもに関する情報提供	多摩区役所	地域における育児情報の提供と施策のチラシ配付等の広報を行う。	地域の関係機関・団体等と連携を図り、子ども権利に関する情報の収集・発信・提供に努める。	母子健康手帳交付時に多摩区の子育て情報誌「多摩区子育てBOOK」を配布。相談窓口で区民や子育て関係者にチラシ・カードを配布し、普及に努めた。	B
1-5	行政区レベルでの広報取組への支援	市民局	広報紙へ掲載する情報を提供する。パンフレット等の広報資料を提供する。講師等を派遣する。	行政区レベルの啓発・広報を充実するため、全区役所の取組を支援する。	高津区で発行している情報誌へコラム記事を提供した(平成19年度:5回)。宮前市民館の子どもの権利シンポジウムへ講師を派遣した。平成18~19年度、12月実施、約100名)。区役所で発行している子育て情報冊子へ情報を提供した。また、子ども関連イベントや講演会の開催の際に啓発資料及び関連情報を提供した。(条例パンフレット約6,500部)	B
6	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、青少年指導員、PTA、民生委員・児童委員等の子どもにかかわる団体や地域の派遣を行います。	成果及び課題	17~18年度高津区での子育て情報誌の取り組みへ情報提供した。17年度から多摩区の子育て祭りにパネル展示を行っている。19年度には、宮前区での子どもの権利シンポジウムへの情報提供など、区役所の取組を支援した。さらに、支援の充実、連携の強化が課題である。			
1-6	青少年育成関係団体への研修	市民局	青少年健全育成に携わる指導者・育成者の資質向上のため、講演会・研修会等を実施する。	指導者・育成者を対象とした、講演会・研修会等の中で、子どもの権利に関する内容を盛り込む。	「子どもの権利の日」といって、川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会及びガールスカウト川崎市連絡会等の構成員が、研修の一環として参加した。「青少年指導員手帳」の改訂にあたり、子どもの権利条例の関連情報を充実させた。	B
1-6	資料提供、講師派遣	市民局	市民グループや社会教育団体の学習等に協力し、講師の派遣、資料の提供を行う。	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、青少年指導員、PTA、民生委員・児童委員等の子どもにかかわる団体や地域のおとなが、子どもの権利について学習する際に、学習資料の提供及び講師の派遣を行う。	平成17年度、市民グループ主催事業へ、平成18年度、市民活動センター主催職員研修等へ、平成19年度は、宮前区地域教育会議、麻生地域教育会議、子ども夢パークを作り続ける会、私立幼稚園園長会、市立保育園保護者会等への講師(職員)派遣を行った。また、PTA活動研修等への講師(職員)派遣を、多摩区の子育て支援会議が開催する「子育て祭り」へのパネルとパンフレットの提供、市内の福祉専門学校や幼稚園へのパンフレット提供を行った。	B
		成果及び課題	教職員及び子どもたちの活動を支える団体のおとなを対象とした情報紙を発行し、子どもの権利に関する情報提供を充実させた。団体や関係機関からの要請を受けた事業展開であり、より効果的に行うためには周知方法等が課題が多い。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
1-6	教育文化会館・市民館事業	教育委員会事務局	PTA等社会教育関係団体への支援を目的にPTA活動研修を実施する。	PTA活動研修の中で子どもの権利に関する学習の重要性を働きかける。	PTA活動の中で子どもの権利に関する学習の重要性を働きかけた。教育文化会館及び市民館において、新役員・委員を対象にPTA活動研修を実施する中での取組を働きかけた。各区でPTA協議会と協働して実施している。	B
		成果及び課題	目標のとおり実施することができた。今後も継続的な働きかけを行う必要がある。			
1-6	家庭教育推進事業	教育委員会事務局	PTA等社会教育関係団体への助言・支援及び団体との連携・協働を図り、家庭教育学級、子育て支援啓発事業を実施する。	全幼稚園・小学校PTAや地域の子どもにかかわる自主グループに対して家庭教育学級を開催できるよう支援をしていく中で、子どもの権利に関する学習の重要性を働きかける。	PTA等家庭教育学級（17年度105団体、18年度108団体、19年度111団体）、地域の子どもにかかわるグループによる自主グループ家庭教育学級（17～18年度8、19年度7グループ）の開催支援や各区子育て支援啓発事業における子育てに関する情報提供等を通じて、子どもの権利に関する学習の重要性を働きかけた。	B
		成果及び課題	目標のとおり実施することができた。PTA等家庭教育学級の実施について支援に努めていく。			
7	「子どもの権利条例ホームページ」を充実します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
1-7	子どもの権利条例ホームページ	市民局	子どもの権利条例に基づく施策の情報や子どもの権利委員会からの報告書・啓申などの情報提供を行う。	情報を更新し内容の充実を図る。	情報更新は毎年15回以上行い、速やかな情報更新を行った。	B
		成果及び課題	速やかな情報更新を行った。今後も情報提供の充実を努める。			

重点施策2 子どもによる啓発・広報を支援します。				
1	川崎市ホームページ上の「こどもページ」の作成に子ども自身がかわる取組を進めます。 目標：2005（平成17）年度から実施			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況
2-1	「子ども記者」事業	市民局	ホームページ作成研修を行い「子ども記者」を養成し、川崎市ホームページの「こどもページ」上に、子ども自身が作成したページを掲載する。	NP0法人、市立高等学校、ボランティアグループ、企業等と連携し、事業を実施した。平成18年度は、総合科学高等学校との連携で、参加者30人、高校生スタッフ30人で実施した。平成19年度は、参加者14（小学生11、中学生3）、養成講習を4回、自主的取材を6回実施し、市公式ホームページ上にかわさきキッズタイムズを4回発行。
		成果及び課題	NP0等との協働で「子ども記者事業」を実施し、「こどもページ」上に子どもが作成したページを継続的に掲載し子ども参加を進めた。3年間の取組の結果を踏まえ、さらに子どもの意見表明・参加が進むよう工夫が必要である。	
2	川崎市子ども夢パーク、学校、こども文化センターにおいて、子どもによる自主的な広報活動が進むよう支援します。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況
2-2	こども文化センターだより等	市民局	子どもによる企画、記事等の掲載をしたり、子どもによるチラシづくり等に、物品の提供やスタッフが協力するなどし、子ども自身の広報活動を支援する。	こども文化センターだよりや、わくわくプラザだよりは、全施設毎月（7/8月は合併号もあり）発行し、行事等利用案内の周知を図っている。発行にあたっては、可能な限り子どもたちの参加や意見要望を参考にして作成するよう努めている。また、行事のポスターなどは、子どもたちの手作りの施設もある。
		成果及び課題	毎年、こども文化センターだよりやわくわくプラザだよりは、全施設毎月発行し、行事等利用案内の周知を図っている。発行にあたっては、子ども参加を進むよう働きかけていく。	
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況
2-2	夢パークつうしん	教育委員会 事務局	子ども運営委員の子どもと支援委員会のおとな及びスタッフの協働で「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や公共施設に配布する。	（17～19年度）「夢パークつうしん」を年間6回発行。【配付先】 学校教職員及び掲示用 市内市立小学校、特別支援学校 各8部 市内 わくわくプラザ 各10部、こども文化センター、生涯学習施設（市民館・図書館・分館）、青少年教育施設、区役所、出張所 各20部。下作延地区町内会に回覧、下作延小学校全家庭数配布。子どもの声を載せるなど工夫した。
		成果及び課題	【成果】市民参加型で、日常利用している子どもたちの声を掲載するなど、利用者のニーズに合わせた広報づくりを進め、利用者の増加につながった。 【課題】定期発行を行いながら、子どもの自主的な広報活動を進めるためには、支援スタッフが少ないことや発行までに時間がかかるなど課題がある。	

重点施策3 子ども自身が子どもの権利を学ぶための権利学習を支援します。					
1 学校において、子どもの成長過程にあわせた権利学習がより一層進められるよう、資料・教材や子どもたちの権利学習派遣事業等の学習手法等の研究を進めます。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況
3-1	教材の研究開発・作成	教育委員会事務局	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習資料作成委員会)事業として、小学生版・中学生版の「子どもの権利学習資料」を市内公立学校の小学校5年生および教職員、中学校1年生および教職員、高等学校教職員に作成・配布する。	小学校1年生用・3年生用・5年生用・中高校生用「子どもの権利学習資料」の原直しを随時行い充実させ、活用を検討する。人権・同和教育冊子「はたらくひとびと」を見直し充実させ、活用を検討する。川崎の現状に即した教職員向けの「すぐ役に立つ川崎の参加・体験型権利学習事例集」を作成、全教職員に配付する。	小1に「かがやき」(平成17年度作成平成18年度改定)、小5に「みんな輝いているかい」、中1に「あなたも私も輝いて」を子どもの権利学習資料として配付した。また、より有効な活用を図るため、教職員に指導事例集を配付した。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成、小1及び教職員(指導資料添付)に配付し活用を促した。川崎市人権尊重教育実践事例集「Kタイム」を小・中学校の全教職員に配布し活用を促した。
		成果及び課題	参加体験型権利学習の実践事例集を作成・配布し、各種研修で取り上げてきたため、各学校での活用が促進された。		
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況
3-1	権利学習派遣事業	教育委員会事務局	条例の施行に伴い、2001年より、子どもの権利に基づき、川崎市の学校が学習を行うおとすときに、申請して、教育委員会がCAPの講師を派遣する事業である。主に小学校2年生から4年生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身に付けるとともに、基本的な権利の意味や、その行使の方法を学ぶ参加型の学習である。	現在行っている講師派遣事業を実施しながら、学校の希望に応じて、様々な権利学習のための講師も派遣できるような体制づくりを検討する。	17年度は、小学校53校、143学級。 18年度は、小学校49校、150学級。 19年度は、小学校53校、161学級で実施。
		成果及び課題	継続して実施することにより、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身に付けるとともに、基本的な権利の意味やその行使の方法を学べている。現在、CAPの講師派遣が中心となっているが、希望する学校全てに派遣できないのが課題。今後も引き続き実施しながら、さまざまな権利学習ができるように検討していく。		
2 川崎市子ども会議、中学校区・行政区の子ども会議などの地域での子どもたちの活動の場において、子どもたちが行う自主的な権利学習を支援します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況
3-2	川崎市子ども会議	教育委員会事務局	子ども自身の意見を尊重し、子ども自身の企画による様々な子どもの権利に関する学習を支援する。	継続・推進する。	17～18年度は、子どもの権利の学習会(各3回)を子ども委員が自主的に開催。「住みよしい川崎をめざして」のテーマに調べることを、市民に理解してもらったため、街頭行動、集会、「温暖化展」出演など、子どもたちの発意により行動化したなかで、子ども自身が事例の理念を深めた。
		成果及び課題	意欲的に自ら調べ、行動に移していきという積極的な取組が行われた。みんなで話し、みんなで考え、みんなで行動し、達成感が持てるように今後も支援に努める。		

子どもが自ら子どもの権利について学ぶ機会を充実させるため、「川崎市子どもの権利に関する週間」での取組を支援します。						
実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
3-3	子どもの権利の日週間	教育委員会 事務局	「子どもの権利に関する週間」を中心に、その前後で「開かれた学校づくり」を一層推進するという趣旨で、日常的な学習及び学校(園)生活や子どもたちの権利に関する学習への取組を保護者・地域住民に公開する中で、広く子どもたちの権利についての関心と理解を深めていただく機会を設け、学校(園)においては、権利の学習を実践する契機とする。	権利に関する学習を広く日常的に実施していくよう計画し、その内容についても充実を図っていくなかで、学校公開の実施にあわせ、保護者・地域住民をより巻き込んだ権利学習の機会を設定し、「子どもの権利に関する週間」における取組を強化する。	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日ごろの学校教育全般を通して人権尊重教育に関する授業や研修の推進を担当者の研修等の場で促した。平成19年度は、計画についてカリキュラムセンターleibページに掲載し広く周知した。また、実施状況を一覧表にまとめた。	B
		成果及び課題	「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、その前後で「開かれた学校づくり」をいっそう推進するという趣旨が周知され、各学校(園)における取組が定着してきた。日常的な学習及び学校(園)生活や子どもたちの権利に関する学習への関心と理解を深めるよい機会となっている。			
重点施策4 育ち・学ぶ施設での子どもの権利学習を支える人への支援を充実します。						
1	子どもの権利についての理解を深めるため、「子どもの権利Q&A」を作成し、市立学校及び幼稚園の全教職員へ配付します。 目標：2005(平成17)年度から実施、約7000部発行					
実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
4-1	「子どもの権利Q&A」作成	教育委員会 事務局	条例の施行に伴い、日常の学校生活の中で一番子どもたちと接することの多い学校の教職員に「子どもの権利」について理解を深めてもらうことを意図して「子どもの権利Q&A」を作成する。川崎市人権尊重教育推進会議の事業として作成。	子どもの権利についての理解を深めるため、「子どもの権利Q&A」を作成し、市立学校及び幼稚園の全教職員へ配布する。	子どもの権利についての理解を深めるため、「子どもの権利Q&A」を平成17年度に作成し、市立学校及び幼稚園の全教職員へ配布した。18-19年度は、増刷し人権研修等で資料としての活用を促した。	B
		成果及び課題	人権尊重教育研修や養成研修の資料としても広く活用されている。			
2	教職員に対する、子どもの権利についての研修や実践交流を支援します。					
実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
4-2	子どもの人権を考える児童生徒指導研修	教育委員会 事務局	各学校や社会教育施設での人権尊重教育の在り方や進め方について、講義や実践報告、実技演習を通して学び、日常の児童生徒指導に生かすための研修を実施する。	参加型権利学習や心に響くエクササイズ演習等を企画し、研修内容を子どもたちの権利に関する条例第2章、第10条「安心して生きる権利、第11条「ありのままの自分を表現できる学級づくり」に重点化させ、安心してありのままの自分を表現できる学級づくりについての研修を企画する。実践報告や実技演習を取り入れ、学校における子どもの権利保障についての教職員の意識の高揚の場にも取り組む。	平成17年度から、参加・体験型の研修を実施している。平成19年度は、参加型権利学習や心に響くエクササイズ演習等、人間関係作りのプログラムを実施し、100名程度の参加があった。参加者には好評で、夏休み明けには多くの学校で実践されていた。	B
		成果及び課題	毎年、多くの希望があり、参加体験型の権利学習を体験した教職員が増え、多くの学校で参加型学習が取り組まれている。			

3	指導資料「子どもの権利学習を進めるための教育課程の編成」等を活用し、学校での権利学習の年間計画への導入を促し、権利学習に取り組みやすいように支援します。								
施策・事業	事業名 「子どもの権利を進めるための教育課程の編成」の見直しと新資料の作成	所管局 教育委員会 事務局	事業概要 指導資料「子どもの権利学習を進めるための教育課程の編成」等を活用し、学校での権利学習の年間計画への導入を促し、権利学習に取り組みやすいよう支援する。	19年度までの実施目標 現在配布されている学習資料の内容を見直し、教師用の指導資料を1冊にまとめる。	実施状況 指導資料を見直し、平成18年度に川崎市人権尊重教育実践事例集「Kタイム」を作成し、中・小学校の全教職員に配付した。毎年、各種研修で取り上げ、活用方法の周知に努めている。	評価 B			
4			成果及び課題 川崎市子どもの権利の日週間などで、川崎市人権尊重教育実践事例集「Kタイム」を活用した、子どもの権利学習や人権尊重教育に取り組みむ学校が増加した。						
4	「人権尊重教育推進担当者研修会」等の研修において、権利学習や人権尊重教育についての実践交流や参加型学習の研修を実施するなど、学校での権利学習や人権尊重教育の取組を支援します。								
施策・事業	事業名 人権尊重教育推進担当者研修会	所管局 教育委員会 事務局	事業概要 権利学習の指導方法や学習資料の効果的な使用方法について、権利学習を進めようとする教員の自主的な取組の後押しができるような実践報告会や交流会を進める。教員対象の研修を充実させ、意見交換の場を設けるなど、子どもや学校で取り入れやすいよう支援する。担当者がそれぞれの学校でどのような広報をすればよいかを、具体的に示す。	19年度までの実施目標 子どもの権利学習を推進するため、校内研修のファシリテーターを養成する研修を実施する。また、各学校が具体的な事例を話し合ったり、情報交換を行ったりすることを通して、校内研修を充実させる。	実施状況 17～19年度、研修回数は4回で、1回目と2回目と4回目は地区ごとに分散会を行なった。 平成19年度の3回目はいじめについての講演会を開催し、いじめについての理解を深めた。 参加型権利学習がすぐ学校でも使えるよう、ファシリテーター役を決め、地区ごとに自主的に研修が行われるよう支援した。	評価 B			
2	子どもの意見表明・参加の促進 子どもの権利条例に基づいた子どもの意見表明・参加に関する取組をさらに充実します。また、市が実施する子どもにかかわるさまざまな施策や事業に子どもの意見表明・参加の視点を導入するとともに、子どもの意見表明・参加を促進するための仕組みづくりや条件整備を行います。		成果及び課題 権利学習の中に、参加型権利学習を取り入れるよう進めてきた3年間であったが、学校の中で、参加型研修が進んだが、学校の子どもたちの権利に関する週間に授業を行ったりする学校が増加し、定着の傾向が現れている。						
	重点施策5 「ともに学び支えあう学校づくり」のための子どもの意見表明・参加を促進します。								
1	学校教育推進会議における、構成員の選出方法、子どもとおとなの比率、子どもが意見を言いやすい会議の運営方法、事前の情報提供、会議で話し合われた内容のいかし方等の事例紹介や実践交流をとおして、意見表明・参加が進むよう学校の取組を支援します。 現状：2002（平成14）年度から全市立幼稚園及び学校で実施								
施策・事業	事業名 学校教育推進会議	所管局 教育委員会 事務局	事業概要 学校の運営等について、幼児・児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等の意見を聞き、ともに協力し支え合うために学校づくりに向けた会議を開催する。また、より一層開かれた学校（園）づくりの推進を図る。	19年度までの実施目標 区単位で、各学校における学校教育推進会議開催の様子や子どもたちの参加状況、会議で話し合われた内容の情報共有の仕方等について把握すると共に、学校における様々な活動への子どもたちの意見表明・参加の先駆的な取り組みを紹介する。	実施状況 全校種で100%学校運営協議会と学校教育推進会議のどちらかを設置しているが、平成19年度に子ども参加の特徴ある取組事例をまとめ、紹介した。	評価 B			
		成果及び課題 学校の運営等について、幼児・児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等の意見を聞き、ともに協力し支え合うために学校づくりに向けた会議を全校種で設置することができた。多くの具体的な事例を収集する必要がある。							

2	<p>学校の経営計画に基づく教育活動に対して、内部評価とともに、子ども・親・保護者、地域住民とともに、子ども・親・保護者、地域住民による評価を実施し、評価結果を基に経営計画の改善を図る学校評価システムを全市立学校に導入します。</p> <p>目標：2005（平成17）年度は試行、2006（平成18）年度全校で実施</p>				実施状況	評価
5-2	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
	学校評価システムの導入	教育委員会事務局	共に学び支え合う学校づくりに向けて、学校の経営計画に基づく教育活動に対して、内部評価と共に子ども・親・保護者、地域住民による評価を実施するシステムを構築する。	全校による学校評価システムの稼働	全校で学校評価システムを作り、取組を始めた。内部評価についてはすべての学校で実施。学校関係者評価については、各校で地域の実態にあった様々な取組を始めた。	B
		成果及び課題	すべての学校で、学校評価システムを導入し、取組を始められた。各学校は、児童生徒、保護者や地域の実態を的確に把握し、実情にあった学校評価を実施することが課題である。			
重点施策6 子どもの処遇にかかわる重要な手続きの際に本人の意見表明の機会を保障します。						
1	<p>学校や児童相談所における子ども自身の処遇や子どもの将来に大きな影響を及ぼす事柄の決定において、本人の意見表明・参加が保障されるよう、十分な情報提供と適正な手続の明文化が促進されるよう支援します。</p>					
6-1	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
	児童相談所における処遇手続	健康福祉局	子どもの処遇にかかわる重要な手続きの際の本人の意見表明の機会については、一時保護、児童養護施設への入所・退所、里親への委託・解任、継続指導における相談の開始・終了などケースワークの中で行っている。	より確実に子ども意見表明・参加が進むよう業務マニュアルを徹底する。	児童施設入所の際に際し、児童の意見を尊重し、入所前に施設見学を実施するなど、児童の納得を前提に業務を丁寧に行うよう、マニュアルに沿った手続を行った。また、母子での通所指導等においても、児童の意見を尊重して援助を行った。	B
		成果及び課題	施設入所等の重要な決定が行われる際、子どもの意見表明や参加が進むよう、業務マニュアルを活用しながら業務にあたった。今後も引き続き業務マニュアルの徹底を図る。			
6-1	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
	学校における子どもの処遇に関する適正手続	教育委員会事務局	学校において退学や停学、家庭謹慎、出席停止などの処分が決められる際には、子ども本人から事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮する。	退学や停学、家庭謹慎、出席停止などの処分・特別指導に対する指導基準や特別指導の内容について、市立高等学校のすべての生徒、保護者に事前に周知するとともに、処分・特別指導に至るまでの事実確認や原因の把握などについて、本人から事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、生徒の権利に十分配慮して対応する。また、当該生徒に対する特別指導の際も管理職と関係教職員の間で連携のもとに、生徒の権利に十分留意して教育的配慮にもとづく指導を行う。	各学校では、問題行動や卒業・進級に関する指導基準や特別指導の内容を学則、内規等で定め、これらの規定の抜粋等を生徒手帳に収録している。問題行動の事実確認においては、本人及び関係生徒等から事情や意見を聞くなどして客観的指導材料の収集に努め、生徒、保護者からの弁明の機会を設けながら、指導目的を明確に示し、本人・保護者、学校の共通理解を深めた上で指導している。また、生徒の処遇を決定する際には、事実確認の内容や報告に不整合がないか十分に整理、検討の上、生徒指導に関する会議で十分な協議をした上で、指導方針と処遇等を決定している。なお、生徒指導研究会において、人権に十分配慮した適正な生徒指導体制のあり方と指導に関する基準の明確化と周知などについて、生徒指導の推進に関する協議を行った。	B
		成果及び課題	生徒指導研究会において、適正手続きについて協議し、生徒の学習権をはじめとする権利が保障されるよう、各学校へ指導の方針と手続が事前周知すること及び処遇についての意見、事情を聞く機会の確保に努めた。			

2	児童相談所において、子どもの意見表明・参加が保障されるよう、子どもの代弁者の関与について研究します。	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価	
6-2	代弁者制度の研究	健康福祉局	児童養護施設や児童相談所において、子どもの意見表明・参加が保障されるよう子どもの意見を尊重し対応する。	子どもの代弁者制度について、引き続き研究課題として検討していく。	児童養護施設や児童相談所において、子どもの意見表明・参加が保障されるよう子どもの意見を尊重し、対応している。	B
		成果及び課題	子どもの意見表明・参加が保障され、尊重されるよう児童養護施設や児童相談所等で対応した。			
重点施策7 保育園における子どもの意見表明・参加を促進します。						
1	保育園の活動の中で、子どもの意見が尊重されるように、保護者や在園児・卒園児が参加する「(仮称)保育推進会議」を全市立保育園に設置します。	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価	
7-1	保育推進会議	健康福祉局	年長児及び卒園児から家庭、保育園、地域の話を聞いたために、年長児及び卒園児、保護者、主任児童委員、職員等の計10名で「保育推進会議」を開催する。	平成17年度は南部、中部、北部の3園で実施。平成18年度は各区1園、計7園で実施予定。平成19年度は全園で実施予定であるが、17年度に実施し問題点もいろいろ出されたので検証して次年度につなげていく。	保育推進会議未実施。各種団体との調整と平行して、別の視点から子どもの意見表明の場の確保について考え、保育園の保護者との連携の重要性に注目し、全園が懇談会等で保護者への働きかけを実施。「子どもの権利」に関する意識の啓発に努めた。	C
		成果及び課題	保育推進会議は、平成17年度3園で実施。18、19年度は各種団体との調整がつかず未実施となったが、「子どもの意見表明」の場の確保に努め、保護者への働きかけを実施。今後身近なところから意識を高めていくことを課題とし取り組む。			
2	保育園の職員が、乳幼児期の子どもたちの意見表明・参加の意義を学び、子どもの意向・意見を受けとめ尊重するよう意識啓発を図るための研修を全市立保育園で実施します。	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価	
7-2	子どもの権利に関する職場研修	健康福祉局	全公立保育園において「子どもの権利」をテーマに職場研修を実施する。日々の保育の中で子どもへの言葉かけ(しかり方)、接し方等について検証し、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努める。保育環境について、子ども達が育ち、学べる施設となるよう、点検、整備をしていく。	職場研修を継続実施し、「子どもの権利」を尊重した保育にあたる。公開保育等を行うなど、人権尊重の保育について職員の意識向上に努める。	毎年度、公立保育園全園(81園)で職場研修を実施している。	B
		成果及び課題	全園実施で意識が高まり、子どもの人権に配慮した保育への取組が、より積極的になった。今後も計画的な取組で内容を深めることを課題とする。			

重点施策8 主に子どもが利用する施設等での子どもの意見表明・参加を促進します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況	評価
1	全こども文化センター及びわくわくプラザに子ども運営会議を設置します。 現状：こども文化センター 21か所(設置率35.6%)、わくわくプラザ 80か所(設置率70.1%)		19年度までの実施目標	目標：2007(平成19)年度までに全施設で実施	
8-1	こども文化センター運営会議	市民局	こども文化センター、わくわくプラザでは、利用する児童を中心に運営されるようにするために、「子ども運営会議」を設置します。幅広い子どもの意見を聞くために、会議の企画・運営のすべてを子どもが中心となって進められるよう、必要な援助・指導を行います。	子ども運営会議は、こども文化センター等(59館)・わくわくプラザ(114室)全施設で開催している。開催回数、参加人数は延べで2,239回・41,411人(19年度)。平成19年度は、1施設あたりの平均実施回数は12.9回、平均参加者数は239.4人。	B
		成果及び課題	子ども運営会議を全ての館・室で設置し、子どもの意見を取り入れた行事や子ども自身が企画・運営する行事の開催及び施設でのルールづくりなど、子どもの運営への参加の促進を図られた。		
2	川崎市子ども夢パークの施設運営や事業の実施における子どもの意見表明・参加を充実するとともに、広報紙の発行などをとおして、子どもの意見表明・参加の実践が地域に広がるための活動を支援します。		19年度までの実施目標		
8-2	子ども夢パーク事業	教育委員会事務局	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用でききる夢パークとして、子どもの意見表明・参加を実施する。	親子でもっと遊ぼう会(15回)、おはなしパーク(15回)、スタジオプロジェクト(12回)、野球大会、おやつピザの日、ドリーム・シンフォニー(5月)、夢八まつり(7月)、夕涼み会(8月)、KIJIROCK(8月・11月・3月)、子どもの権利の日イベント(11月)、クリスマススイズイベント(12月)、もちつき大会&どんど焼き&昔遊び(1月)等多数の事業を実施した。子どもの企画によるもののほか、子どもが参加しやすい事業を行なった。	B
		成果及び課題	【成果】事業をとおして、職員の経験が深まり、知識や技術が上がっている。地域の協力者が増えてきており、定期的に自主事業を開催することが可能となったため、来場者数が増えている。【課題】自主事業の見直し、人員の配置等を工夫し、子どもの参加の促進を図っていく。		
3	こども文化センターにおいて、中高生の意見を聞きながら、魅力ある居場所づくりを進めます。		19年度までの実施目標		
8-3	こども文化センターの施設整備事業	市民局	中学生・高校生の居場所のための施設整備を行い、青少年の利用の促進と健全育成を図る。	平成19年度のこども文化センターの延べ利用者数は1,436,971人で、そのうち、中学生・高校生の利用者数は265,805人。南河原、白山、宮崎こども文化センターの3館に音楽室を設置。	B
		成果及び課題	音楽室の整備については、平成19年度までに3館行われた。音楽室は、中高生にとって魅力ある場所となっている。		

実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
4	主に子どもが利用する施設における職員や子どもの日常活動をサポートするスタッフ等を対象に、子どもの権利についての理解を深められるよう毎年300人程度の規模の研修を実施します。					
8 - 4	子ども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修	市民局	職員の意識の向上を図るための研修を行う。	子どもの権利について理解を深め、子どもの意見表明・参加の実践につながる研修を実施する。	指定管理者等が、各々、職員の資質向上を図るため、全職員（300人以上）を対象に、それぞれの目的や内容に応じた研修を実施しており、併せて、児童厚生2級の資格取得研修も取り入れ、専門性の向上に努めた。	B
8 - 4	子ども夢パークスタッフ研修	成果及び課題 教育委員会 事務局	意識の向上及び技量を高めるための研修を行う。	子どもの権利について理解を深め、子どもの意見表明・参加の実践につながる研修を実施する。	施設では、夢パークスタッフ・フリースペースえんスタッフ・夢パーク支援委員会の3者で研修を企画実施した。また、施設点検日（第3火曜日）を利用してスタッフミーティングを開催、日常の中で、子どもたちのかかわり等について、意見交換や検証を行っている。生涯学習財団が行なう職員研修へも参加を働きかけた。	B
5	主に子どもが利用する施設の運営等に子どもの意見を反映させる手法を研究します。	成果及び課題	【成果】施設での研修により、「子どもの遊び」や「安全管理」等の知識を深め、日常の管理運営に役立てることができている。 【課題】研修の機会を頻繁に設けることが困難である。			
実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
8 - 5	施設運営に関する子ども参加手法の研究	市民局	主に子どもが利用する施設の運営等に子どもの意見表明・参加を促進するための手法を研究する。	様々な実践事例等を収集し、「子ども参加による施設運営事例集」を作成する。	川崎市子ども会議、地域教育会議（中学校区・行政区子ども会議）の経緯や効果について研究し、実践事例を集めた。18年度に集めた実践事例も加えて整理し、平成19年度に事例集「地域における子ども参加の事例」を作成した。市立学校、関係局、子どもに関わる施設等に配付し、子どもの参加や意見表明の促進を図る予定である。	B
		成果及び課題	7事例を掲載した事例集「地域におけることばの参加」を作成し、研究の結果をまとめた。今後は、関係機関に配付し活用を促す予定である。			
実施・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
8 - 5	青少年施設における子ども運営委員会	教育委員会 事務局	青少年の家において、支援スタッフ等の組織等を活用して子ども参加を促進する。	継続・充実	青少年の家では、コースワーカークラブ（定例会 24回 自主企画事業等 8回）をおして子どもの意見の聴取に努めている。平成19年度の事業としては、ほのぼのスクール（通学合宿事業）3泊4日（1回）こどもエコチャレンジクラブ（12回）ブール開放事業（6回）青少年の家フェスタ（1回）等の事業実施し、どの事業も募集人員を上回る参加者があった。	B
		成果及び課題	コースワーカークラブを中心に各事業の企画・運営を行っている。ほのぼのスクールやエコチャレンジ倶楽部では、参加者同士がお互いの権利を尊重しないと事業が楽しく気持ちよく進まないことを体験を通して感じ取っている。また、コースのメンバーもお互いの権利について話し合いを持たせている。子どもの権利についての意識が高まっている。			

重点施策 9 市政、地域、まちづくりへの子どもの意見表明・参加を促進します。						
1	川崎市子ども会議の子どもたちと、中学校区・行政区の子どもたちの連携・交流、また支え手であるおとな同士の交流を促進するなどして、川崎市子ども会議及び中学校区・行政区の子ども会議の活動が充実するよう支援します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
9-1	川崎市子ども会議推進委員会事業	教育委員会事務局	川崎市子ども会議、中学校区・行政区子ども会議の交流促進等により子ども会議の活動を充実させる。	継続・充実。	川崎市子ども会議、中学校区・行政区子ども会議の交流促進は、川崎市子ども会議推進協議会の重要な柱であり、年3回の委員会、どのような連携ができるか話し合ってきた。19年度には、子ども会議交流会を開催し、子ども集会には中学校区・行政区の子ども会議、ふれあいサマーカーキヤンプなどの子どもたちが参加し、連携した活動を行い活性化と充実を図った。	B
		成果及び課題	平成19年度は、行政区の子ども会議との交流会を開催し、子ども会議の活性化と充実を図った。			
2	川崎市子ども会議への参加を促すとともに、会議の成果を子どもたちが共有できるように、学校等の協力を得ながら広報を工夫します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
9-2	川崎市子ども会議の広報	教育委員会事務局	子ども会議は、公募で集まった子どもたちが、権利学習を通して、権利条例、まちづくり、自然環境、教育環境等に関する自主調査活動や、子どもネットワークづくりのための自主企画事業、子どもの意見交流と提言のまとめのための子ども集会などの自主的な活動をしていく。川崎市子ども会議の活動を周知するとともに、子どもの参加を促進するため、学校等の協力を得ながら広報を工夫する。	子どもがつくる「川崎市子ども会議ホームページ」を更新する。より効果的に広報チラシを配布するため、学校との連携を強める。	「川崎市子どもの権利に関する条例」の紙芝居を作り、催し物で発表したり、パンフレットを配布したりして、普及活動を行った。子どもたちが作る「子ども会議ホームページ」の更新や、「かわさき子どもニュース」(年3回、2000部発行)に掲載し、学校、社会教育施設、こども文化センター等へ配布した。子ども会議の日頃の活動を紹介し、川崎市子ども会議への参加を呼びかけた。	B
		成果及び課題	子どもたち自ら、「子どもの権利条例」を普及させたいと紙芝居を作成するなど、意欲的になってきている。また、広報を通して効果的に会員募集を行うため、子どもが参加したいと思うような紙面やポスターを工夫していく。			
3	川崎市子ども会議や中学校区・行政区の子ども会議等で子どもたちの活動を支えるサポーター等を養成・支援します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
9-3	子ども会議サポーター養成講座	教育委員会事務局	子どもたちが参加しやすく、話しやすい雰囲気づくりを促進し、子どもの自主的な活動をサポーターのために、子どもたちの年齢に近いサポーターの養成講座や研修を実施する。	対象年齢枠の拡大や現在支え手として活動している大人との協働関係づくりを検討する。	平成18年度から募集年齢の拡大を図った。また、子どもの権利を理解し、子どもの支え手としての資質を高めるために、地域の子ども会議の支え手にも参加を呼びかけ、養成講座を行った。(平成19年度実施状況：全7回・延べ49人参加)	B
		成果及び課題	養成講座終了後に、実際にサポーターとして子どもたちの活動の支援者になってくれることを狙いとしているがサポーターにつきないこともある。今後、参加者を増やし、子どもの活動支援につなげていきたい。			

地域でのまちづくり学習の実践や学校での「まちは友だち！」をはじめとした市政に関する副教材の活用支援等とおして、子どもがまちづくりへの関心や参加意欲を高めることを支援し、まちづくりに子どもが主体的に意見表明・参加する機会を拡充に努めます。	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
9 - 4	租税教育推進事業	財政局	租税担当職員及び教育関係者が協力して、児童、生徒に対する租税教育を推進することを目的とし、平成13年度から市内の小学校6年生全員に副教材を作成・配布。	継続実施。市政への理解と関心を高め、子どもがまちづくりに参加する意欲を持てるように支援する。	収納対策課がリーフレット「私たちの暮らしと税金」(平成18年度小学生版)を12月に12,200部作成。(生徒数約11,200人)。各小学校への配付は税務署が主催した租税教室(このリーフレットも資料として活用)の講師の依頼を受け、財政局税務部職員が租税教室を実施している(17年度3回、18年度3回、19年度9回)。	B
9 - 4	副読本「まちとはとどろち！」の活用	まちづくり局	子ども達がまちと関わるきっかけとして、遊び感覚で楽しくまちづくりについて学べるように小学生向けのまちづくり副読本を作成し、毎年市内全小学校3年生に配布。「地域への関心、まちづくりにへの参加、ルールの発見」をねらいとする。	積極的に副読本を活用してもらうために、先生用に活用事例集を作成。また、出前授業等を充実させる。	まちづくり副読本を川崎市内の小学校3年生に配布(19年度:11,500部)。平成17～18年度には小学校への出前講座を実施。19年度は副読本の活用を促進するために、教員用活用事例集を作成した。	B
9 - 4	副読本「川崎市の水」	水道局	社会科学習の一環として、川崎の水道についてまとめた副読本を、学校の授業で活用してもらうことで、水の大切さや公衆衛生の向上及び生活環境の改善についての理解と関心を高めることを目的に発行する。	資料集を充実させることができたので、さらなる活用拡大のために、出前授業の継続的な実施や、教員との連携、PRの強化などを行っていく。	配付された副読本は浄水場見学教材として使用されている。市内の市立小学校、私立小学校、ろう学校に配布している。(17年度119校12,078冊、18年度119校、12,620冊、19年度120校12,635冊)	B
9 - 4	長沢浄水場施設見学	水道局	社会科学習の一環として、水源からきた原水を浄水場で、安心して飲める水道水にする課程を学習してもらうことにより、水の大切さや水道について理解と関心を高めってもらうことを目的に実施する。	見学コース及びエントランスホールの整備事業を行う。市政への理解と関心を高め、子どもがまちづくりに参加する意欲をもてるように支援する。	平成19年度は、市内99校から9,636人の小学校4年生が見学に訪れた。個人では小学生15人と中学生2人が見学に訪れており、たくさんの人に学習を提供している。見学コースの安全点検は毎日行っており、けが人を一人もだすことがなかった。経験により説明内容をよりわかりやすくするためのマニュアルづくりなども行った。	B
9 - 4	川崎市小・中学生作品コンクール	水道局	水をテーマとした作品(書写、作文、詩、絵画・ポストカード、標語)の応募を通じて、日常生活に欠くことのできない水道についての理解と関心を高めってもらうことを目的に実施する。	市内の小学校99校が長沢浄水場を見学しており、社会科学習として定着している。平成18年度よりペットボトル水「恵水」を配付し、水のおいしさを実感してもらっている。今後行われる長沢浄水場の工事に伴い浄水場見学ができなくなりますが、その代替策も検討したい。	平成19年度は市内小・中学校から9,577点の応募があった。毎年度1月に教育委員会にご協力をいただき、作品の審査会を開催して入賞作品を決定している。また、3月に入賞者を対象に表彰式を実施した。	B
9 - 4	近年度は、毎年約1万点の応募があり、本コンクールの趣旨が小・中学生に質の高い音楽を聴いてもらうことにも貢献している。	成果及び課題				

5	子どもの生活や将来に大きな影響を及ぼす市の重要施策や計画を審議する委員会等に子どもの意見を反映させる手法を研究します。				
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況
9-5	市政への子どもの意見を反映させる手法の研究	市民局	子どもの生活や将来に大きな影響を及ぼす市の重要施策や計画を審議する委員会等に子どもの意見を反映させる手法を研究する。	関係局との連携により、子どもの意見を反映させる手法の研究をする。	平成19年度に、教育委員会との連携により、市内の3中学校でのヒアリングとアンケート調査、川崎市子ども会議でのアンケート調査を行い、第2次行動計画策定に関して子ども意見聴取を行うことができた。また、行動計画に関するパブリックコメントについて各市立学校をとおして子どもへの周知を図った。
		成果及び課題	子どもの意見聴取をふまえて第2次子どもの権利に関する行動計画の策定を行うことができた。		
6	子どもの市政や地域への参加意欲を高めるため、意見表明・参加を支える仕組の一つである中学校の生徒会選挙への協力を毎年各区1校で行います。 現状：各区1中学校で実施				
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況
9-6	中学校生徒会役員選挙協力事業	選挙管理委員会事務局	民主主義の基本である選挙を学校の生徒会選挙を通じて、正しい選挙のあり方を実際に体験してもらうために、公職の選挙に使用する選挙物品や道具、資料等を提供し、学校教育（課外教育）に協力する事業である。貸出し物品：投票箱、投票記載台、腕章、たすき、のり旗等	毎年各区1中学校、7校以上を実施目標としている。実施校の拡大を目指している。参加を支える仕組について、体験学習を通して、子どもが参加することに対する理解と関心を高め、子どもが市政や地域に参加する意欲が高まるよう支援する。	19年度は川崎区5校（大師、南大師、川崎、川崎、川中島、渡田）、幸区2校（南河原、塚越）、中原区3校（宮内、多摩川、今井）、高津区3校（高津、橋、西高津）、宮前区3校（大蔵、菅生、向ヶ丘）、多摩区3校（菅、南菅、南生田）、麻生区2校（白山、長沢）の計21校で実施した。これは、平成8年度に本事業を開始してから過去最高の実施校数である。新規実施校も6校と過去最高であり、本事業の裾野は確実に広がってきている。
		成果及び課題	本事業の実施を希望する学校は年々増えており、平成17年度は12校、平成18年度は15校、平成19年度は21校で実施した。今後はまだ一度も実施していない学校を中心に参加を募っていく。		
7	子どもや保護者が教育に関する施策や事業を知り、意見表明・参加することができるように、教育広報紙「教育だよりかわさき」を年3回、全児童生徒に配布します。 現状：115,000部×3回発行				
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況
9-7	教育広報紙「教育だよりかわさき」	教育委員会事務局	本市の児童・生徒、保護者、教育関係者、市民を対象に、教育に関する情報を提供するため、「教育だよりかわさき」を発行する。	年3回発行（1回あたり発行部数の見直し）。子どもから記事を募集する。コーナーの充実、紙面の充実。年3回（7月・12月・2月）発行（1回115,000部）	子どもから記事を募集するなど、コーナーの充実、紙面の充実を図った。年3回発行（7月・12月・2月、各115,000部）
		成果及び課題	コーナー等の充実が図られた。今後もより一層の充実を図る。		

重点施策 10 子どもの自主的・自発的な活動を支援するための条件整備を進めます。				
1	川崎市子ども会議等の子どもの意見表明・参加の活動において、子どもが参加しやすいように、条件整備を進めます。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標
10-1	川崎市子ども会議	教育委員会事務局	子ども会議の活動に参加するにあたり、子どもの負担を軽減するとともに、参加にかかわる実費を支給する。また、いつでも使用できる事務室を子ども夢パーク内に設置して活動を支援する。	子どもの自主的・自発的な活動を継続していく。夢パーク運営委員会等で、より使いやすい活動拠点としてあり方を検討していく。経済支援については、内容の充実を図りつつ、継続させる。
		成果及び課題	子どもの自主的・自発的な活動が積極的になってきており、今後も支援を充実させていく。	
2	子どもの自主的な参加活動を促進するため、場所の提供等の支援を充実します。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標
10-2	こども文化センター事業	市民局	子どもの自主的な活動を支援し、児童・青少年の健全育成を図るため、会場の提供をしている。	事業の継続・充実。
		成果及び課題	利用状況は年々増加傾向にあり、利用の促進が図られた。	
10-2	青少年団体活動支援事業	市民局	青少年の健全育成と指導者の育成のため、川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体に対し、事業の補助を実施し、団体事業の活性化を図る。	青少年の健全育成と指導者の育成のため、引き続き川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体に対し、事業の支援を行い、団体事業を活性化し、子どもの自主的な活動を推進する。
		成果及び課題	青少年の健全育成指導者の育成のため、川崎市青少年育成連盟及びその加盟団体に対し、事業の補助を実施し、団体事業の充実を図る。	川崎市青少年育成連盟が主催する、「中高校生リーダー研修会」を平成20年3月20日に実施した。平成18年度は宿泊研修を実施した。中・高校生の研修委員が主体的に関わることにより、子どもの意見表明・参加の促進が図られた。
10-2	青少年フェスティバル事業	市民局	市内の青少年を中心に、時間・空間・仲間を提供し、遊びを通じて体験することにより、情操を豊かにするための一助とすることを目的とする。青年層（15歳から25歳）の実行委員の企画・運営により、小・中・高校生を対象としたゲームコーナー・ステージ企画などのイベントを開催していく。	毎年、青少年フェスティバルの開催に向けて、実行委員及び当日運営ボランティアを公募している。19年度は、平成20年3月23日（日）に実施した。開催当日は、実行委員7名、当日運営ボランティア101名が参加した。8名の実行委員が、月2～4回の会議を開催し、イベントの企画立案を行うことにより、青年層の社会参加の促進に努めた。
		成果及び課題	青少年フェスティバルの企画・運営を通じて、青少年層の社会参加を促進した。引き続き、青少年ボランティアの拡充を図る。	

3	子ども向けホームページ（「こどもページ」等）を充実します。 現状：「こどもページ」にリンクされた各局・室・区で作成されたホームページ6つの局・室・区で作成	目標：10以上の局・室・区で作成				
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
10-3	キッズページ作成事業	交通局	インターネットを利用して、子どもたちがバス事業を 理解し、関心をもってもらうためのページを作成する。	子どもたちが、バス事業について、理解と関心を高 めてもらえるよう、キッズページを作成し、情報提供 を行う。作成後も、内容について検討を重ね、キッズ ページの充実に努める。	掲載内容について、適宜修正を行った。	B
		成果及び課題	キッズページの開設により、交通局から子どもたちへダイレクトな情報提供が可能となった。今後は掲載コンテンツの増加等について検討を重ね、内容の充実に努めていく。			
10-3	副読本「まち はとまだ ち！」のペー ジ	まちづくり局	まちづくりへの子ども関心を高め、子ども達の参加を 促進するため、インターネットを利用した情報提供を行 なう。	継続	教員向け活用事例集の掲載追加にとまない、ホームページの全 面リニューアルを実施。	B
		成果及び課題	長い間更新していなかったホームページの内容を拡充することにより、まちづくり副読本の活用を図った。			
10-3	「こどもペー ジ」の運営	市民局	子ども向けに市政等に関する情報をわかりやすく提供する。 。	事業部署に子ども向けページの開設を促していく。情 報の更新を充実させる	月1回更新をし、子どもの長期休み(年3回)の前には全庁的に 情報提供を求め、期間限定のイベント情報を掲載した。特に、 夏休みについては、夏休みイベント情報コーナーの立ち上げに ついてポスターとチラシを作成し、区役所や市民館、こども文 化センター等に配布することで、広報を強化した。また、子ど もの参加の促進を目的とした子ども会議のコーナーの開設準備 を行った。	B
		成果及び課題	月1回のイベント情報等の更新のほか、子どもの長期休み明けに全庁的な情報提供を依頼することで、幅広い分野や地域での活動を子どもにも知らせることができ、併せて、こどもページ の存在を職員に広報することができた。19年度には、ポスターとチラシを作成・配付するとともに、イントラネット上の全庁掲示板でもお知らせする等、広報の仕方も工夫した。今 後、子ども会議のコーナーの充実を図っていくことが課題である。			
10-3	キッズページ 作成事業	水道局	子どもたちに、水道についての理解と関心を高めてもら うため、局ホームページにゲーム形式により水道水が出 来る過程を学べる「ひとつがの水が水道になるまで」 と、水に関わる事柄を学べる「水道スクロール」を掲載し ている。	水道全般について、子どもからの質問に答えるページ の開設。また、子どもたちに水について学んでもらう ために、子どもが興味をひくような動きのあるキッズ ページにリニューアルする。	一粒の水が水道になるまでは内容が古い。ため、掲載を中止し た。その代わり水源や水道局の仕事がわかるページを作成し た。 作品コンクールは入賞作品は従来特選作品のみの掲載であっ たが、準特選、入選作品も掲載し、より子どもたちが多くの作 品に触れられるように変更した。また、小学校の先生から要請 が多かったため、水道週間の作品募集の募集案内を掲載した。 ウォータータンの紹介ページを作成し、塗り絵や壁紙を掲載し た。	B
		成果及び課題	子どもページは、子どもだけでなく、学校の先生の連絡用としても使用できた。6月から8月まではホームページのアクセス数が多くなるため、特集で何か企画画をやることも検討した い。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
10-3	子ども向け情報発信推進事業	幸区役所	自分たちの暮らしと密接に結びついている区役所の仕組みや役割、幸区の豆知識等を小学生中学生年向けに紹介する幸区役所子どもページを作成する。また、クイズコーナーを設け楽しみながら区を知ってもらう作りとし、自分たちの住む町を愛する地域の一員としての自賞を啓発する。	毎年度クイズコーナーの内容を更新する	17年度に内容を検討し、18年度から事業を実施した。19年度は、幸区の魅力を子どもたちに知ってもらったため、「さいわいくをしるう！」のコーナーに「さいわいく桜のみどころ」と「ゆめみのどうぶつ」のコンテンツを追加した。「さいわいく桜のみどころ」では、区内の桜の自所を写真と地図で紹介。「ゆめみのどうぶつ」では夢見が崎動物公園の動物たちを写真と解説で紹介している。また、「さいわいくのしせつ」のコーナーに、ミュージアムシニアフォーニールを追加した。また、「子ども情報」コーナーに随時、子ども向け催しのお知らせを掲載した。19年9月1日～20年3月31日アクセス数(内部を除く)2,904件	B
10-3	児童相談所ホームページ	健康福祉局	子ども自身が相談しやすい環境を整えるため、中央・南部児童相談所のホームページに、子ども向けのページ「なやんでいこう?」を設け、児童相談所で相談を受けることを広報している。URLは次のとおり。 Http://www.city.kawasaki.jp/35/35tyuzi/home/jidou/kodomo/page1.htm	必要に応じて内容を変更・充実する。	中央・南部児童相談所のホームページに子ども向けのページ「なやんでいこう?」を設け、児童相談所で相談を受けることを広報している。URLは次のとおり。 Http://www.city.kawasaki.jp/35/35tyuzi/home/jidou/kodomo/page1.htm	B
10-3	子どもホームページ作成事業	オンブズマン事務局	インターネットを利用して、子どもたちに人権オンブズマンの活用方法などの情報提供をおこなう。	平成17年度、作成について検討 平成18年度、ページ作成と開設 平成19年度、作成内容の検討と充実	17年度に内容を検討し、18年度からホームページを開設した。19年度は、子どもホームページの内容を精査し、一部訂正の処理を行うことにより充実を図った。	B
10-3	川崎市子ども会議のページ	教育委員会事務局	子ども会議や子どもの活動への関心を高め、参加を促進していくため、インターネットを利用した子ども向け情報提供を行う。	継続・充実	子どもたちが自主的に子ども会議ホームページを作成し、子ども会議の活動を紹介した。	B
4	他の自治体等における子どもの活動と川崎市子ども会議の活動の連携を支援するため、他の自治体等で開催される子どもの集會等への子どもの参加を促進します。		3年間で段階的に当初の目的を達成でき、人権オンブズマン制度の周知が図られた。		子どもたちが自主的に子ども会議ホームページを作成し、子ども会議の活動を紹介した。	
10-4	川崎市子ども会議	教育委員会事務局	川崎市子ども会議の子どもを中心として、活動が広がるよう国内外の子どもたちの交流を推進する。	19年度までの実施目標	実施状況	評価
10-4	川崎市子ども会議	教育委員会事務局	川崎市子ども会議の子どもを中心として、活動が広がるよう国内外の子どもたちの交流を推進する。	子どもの権利条約フォーラム等における各市町村の子どもたちの交流を進めるなど、子どもネットワークづくりを支援する。	平成17年度はブチヨ市からの訪問を受け、交流を行なった。18～19年度は、他の自治体との子どもたちの交流を進める事業は実施していないが、平成19年度に長野県で行なわれた集會にサポーター3人を派遣した。	C
		成果及び課題	他の自治体との子どもたちの活動の連携は、課題が多く実施できなかつたが、19年度にサポーターを他の自治体で行われた交流集會に派遣した。この成果をふまえ、さまざまな交流活動を進めていきたい。			

重点施策 1 1 権利侵害からの救済、回復における子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。				
1	子どもの居場所である子ども施設に人権オンブズパーソンが出向き、子どもの声を聴きながら相談等を実施するなど、子ども自身が相談しやすい人権オンブズパーソンの活動を進めます。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標
11-1	人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	オンブズマン事務局	子どもの権利の侵害の相談における当事者である子ども自身が心理的障害を取り除き、これまで以上に気軽に相談できるように、人権オンブズパーソンが子ども居場所に出向き、広報・啓発を行う。	平成17年度、効果的な広報・啓発が行える子どもの居場所について検討し、関係部署と協議する。 平成18年度、誠行実施 平成19年度、事業の充実を図る。
		成果及び課題	教育委員会との調整を行いながら、毎年、中学校において、子ども教室を開催したことで、人権オンブズパーソンが子どもにとって身近な存在と感じられたこと、また制度の広報・啓発に大いに役立った。「何かあったら、利用しよう」と思った」と子ども感想もあった。	17年度に関係機関と協議を行い、18年度から「人権オンブズパーソン子ども教室」を実施した。18年度は、中学校6校で延べ10回、19年度は中学校6校で延べ12回に実施した。さらに、19年度は児童養護施設2園においても実施し、子ども教室の拡充を図った。
2	児童相談所において、ケースワーカーや心理職などの専門性をいかし、子どもの気持ちを尊重した相談・支援活動を充実します。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標
11-2	子どもが主体の相談活動	健康福祉局	ケースワーカーや担当児童心理司などが子どもの気持ちを尊重し子どもが解決の主体となれるよう解決のプロセスを尊重した相談援助をする。	ケースワーカーや担当児童心理司などが子どもの気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となれるよう解決のプロセスを尊重した相談援助をしている。
		成果及び課題	子どもと直接対応する機会の多いケースワーカーや担当児童心理司などが、子どもの気持ちを尊重し、子どもの気持ちを受けていく。	子ども自身が解決に向けて主体となれるよう配慮しながら相談援助を行った。引き
3	子どもが相談しやすい環境づくりに努め、子どもからの相談が促進されるよう、人権オンブズパーソン制度をはじめとした相談機関についての広報を充実します。			
11-3	子ども自身からの相談を促進するための相談機関の広報	健康福祉局	児童相談所の広報に子ども自身からの相談も受ける内容を記載する。	平成18年度にヤングテレホンをこども家庭センターに移管し、相談事業の効率化及び専門性の向上を図った。子ども自身からの相談も受け入れられていることをパンフレットやホームページに記載し、また児童相談所などの電話番号を入れた児童虐待防止のSOSカードを配付することなどで広報し、子ども自身からの相談を促進した。
		成果及び課題	子ども自身からの相談も受けていることをパンフレット配布やホームページ掲載を通じて周知し、また児童虐待防止のSOSカードの配付などにより、子ども自身からの相談を促進した。	
11-3	SOSカード作成・配付	健康福祉局	子ども自身が連絡しやすくすることにより、増加し続ける児童虐待の早期発見・防止を図るため、市内全児童・生徒に児童相談所、児童虐待防止センター等の相談・連絡先を明示した子ども向けカードを配布する。	毎年10月に、市内の小学校、中学校、高等学校の新1年生約27,000名にSOSカードを配布した。配布方法については、担任教師から生徒に対し、虐待についての説明、カードの使用目的について説明の上、配布するよう協力依頼した。
		成果及び課題	各年の新1年生に配布し、子ども本人からの相談窓口が身近にあることについて周知を行った。	

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
11-3	相談カード	オンブズマン事務局	当事者である子どもが相談しやすいよう人権オンブズパーソンについて広報し、制度の周知を図る。	平成17年度、市内の小・中学校新入生に相談カードを配付する。平成18年度、保育園児、小・中・高校生全員に相談カードを配付する。平成19年度、市内の小・中学校新入生に相談カードを配付する。	17年度は新入学児童生徒を対象、18年度からは、市内の幼稚園・保育園児、小・中・高校生全員に相談カードを配付するとともに、各園・学校にポスターの掲示を依頼した。19年度は、カード配付と併せ、市立小学校の全児童の保護者に対し、保護者向けチラシを配布し、カードの利用及び人権オンブズパーソン制度の周知を図った。	B
11-3	「相談カード」の作成・配付	成果及び課題 教育委員会事務局	市内の小・中学校新入生だけでなく、市内の幼稚園・保育園児、小・中・高校生全員に相談カードを配付する。ポスターの掲示による広報・啓発も図られた。	現在の規模での配布を継続していく	市立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の全児童・生徒と教職員を対象に相談カードを配布した。市民館等にも置いて希望者が入手できるようにした。	B
4	学校において、子どもが安心して相談できる仕組みを整えるため、市立中学校にスクールカウンセラーを配置します。 現状：43校（2004（平成16）年度）に配置 目標：全51校（2005（平成17）年度）に配置	成果及び課題	1996年度より、市内を中心とする子どもの相談・救済機関を広報・啓発するためのカードとして、市立幼稚園・市立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の全児童・生徒を対象に、各機関の電話番号及び受付時間等を掲載し子どもへの周知を図る。		市民館にもカードを置くことにより、希望者が入手しやすくなった。引き続き、図書館等市民にとって身近な施設で、相談カードが入手できるようにしていく。	
11-4	スクールカウンセラー配置活用事業	教育委員会事務局	各中学校においてカウンセラーとしての専門知識・経験を生かしながら、教職員とは異なる側面から様々な教育相談の具体的なケースに携わる。同時に学校での教育相談体制を充実・拡充するために、教職員との情報共有などを通じて、連携を図りながら、生徒・保護者への多面的な相談体制を目指す。	平成17年度：市内中学校全校に配置をする。 平成18～19年度：17年度と同様、相談活動を充実させる。	17年度に市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置を完了し相談活動を実施している。スクールカウンセラー・スーパーバイザーの勤務地もセンターにし、スクールカウンセラーの活動援助がスムーズに行われるようシステムを改善した。また、小学校や高等学校も含めた緊急支援に対しては今年度より配置した学校巡回カウンセラー2名と連携し迅速に対応した。	B
5	相談・救済機関の職員を対象とした研修を充実します。	成果及び課題	学校におけるスクールカウンセラーの位置付けが確立しつつあり、教員との連携もスムーズに図れるようになった。そのため、相談件数も増加している。しかし週 回程度の対応のため、即応という観点では課題を残している。			
11-5	相談・救済機関にかかわる職員が子どもの意見表明・参加を支える力を高めるための研修	健康福祉局	相談・救済機関にかかわる職員が子どもの意見表明・参加を支える力を高めるための研修体制を整える。	新人研修、法対応研修、相談技術研修、医師・心理学者等によるケーススタディの機会を利用して、相談対応、各種診断能力を高める。外部研修にも参加する。	毎年度、新人研修7日、フォロー研修1日、現任研修2日、相談技術研修4回、精神科医師スーパーバイズ月4回、心理技術研修月1回、法的対応研修、その他外部機関による研修会及び講演会等に職員の参加を促している。別途、南部児童相談所において相談指導研修を月1回実施した。	B
		成果及び課題	多方面にわたる専門家のスーパーバイズなしに児童相談所に期待される高度に専門的な役割を果たすことは困難な状況である。今後も法改正や複雑化する問題に対処するため、さらに充実した研修を実施する必要がある。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
11-5	職員研修	教育委員会 事務局	社会福祉の関係機関との連携をとりながら、相談担当者には常に法律や条例に対して意識をもつように情報交換を通して研修を実施する。	様々な会議や研修会において子どもの意見表明権や虐待に関する法律や条例に関する話し合いの場を設定する。子どもの意見表明や参加に關しての確認のための研修を行い、研修した内容を相談の中で具体化できるようにする。そのためのふりかえりの時間を設定する。相談担当者による会議や研修会において子どもの意見表明や参加を確認するための時間や場を設定する。	不登校対策連絡協議会を毎年3回開催し、不登校児童生徒にかかわる多くの施設・機関が参加し、情報交換のほか、各施設・機関の活動内容を確認しあい、連携の強化を図るなかで、職員力量形成につなげている。	B
			事業の連携等を通して、日頃より児童相談所等との意思疎通が図られ、不登校や虐待の疑い等のケースについての情報交換を含めた話し合いがスムーズに行われるようになった。			
6			「児童虐待防止連絡協議会」を活用して、学校、地域、関係機関の連携を強化する等、子どもの権利擁護体制を充実します。			
11-6	要保護児童対策地域協議会	健康福祉局	児童虐待の早期発見、処遇の向上、総合的な防止対策を講ずること等必要な調査研究を行う。また、平成18年度からは、児童虐待防止連絡協議会を再編した要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待のみならず、要保護児童に対する全般についての情報交換や各関係機関の役割分担及び支援計画等の協議を行う。	平成18年度、要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関及び関係団体等の緊密な連携と協働によって要保護児童対策の推進を図る。	市要保護児童対策地域協議会代表者会議（2回）、各区要保護児童対策地域協議会実務者会議（35回）を開催した。	B
			要保護児童に関する情報交換と連携体制が充実したものとなり、各区の状況をふまえた実務者会議の運営スタイルが形作られ、協議会全体が定着してきた。関係機関が多分野にわたり組織母体も大きく、今後各機関に対し適切な連携体制の維持に向け、よりいっそう周知を図っていくことが課題となる。			

3	<p>意見表明・参加しにくい子どもへの支援 さまざま要因で、意見表明・参加が困難な状況にある子どもたちに対して、個々の状況等に配慮し、必要に応じた意見表明・参加のための支援を充実します。</p>				
<p>重点施策 1 2 多様な文化的背景をもつ子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。</p>					
1	<p>学校での学習に必要な言語の習得や個別的な学習への支援を充実させるため、外国人の子どもへの支援をしている市民グループ等との連携を進めます。</p>	<p>19年度までの実施目標</p>	<p>事業概要 生涯学習、学校教育とをつなぎ、地域で活動する子どもへの学習言語をサポートするグループと連携した取組を進める。</p>	<p>実施状況 多様な文化的背景をもつ子どもたちの言葉の支援や文化活動を実施するグループ等へ支援をとおして取組を進めた。19年度は主に日系ブラジル人の子どもを対象とした母語学習、また、子どもが母国の文化に対する理解を深めるための活動を行っているグループへの支援を継続、また、NPO団体(2団体)等の学習言語支援に対する相談をうけるなどの連携をした。市民から提案された企画を市民が主体となって行政と同で行う、市民自主企画事業・市民自主級として実施した。「いらいむ多文化教室」らにむ多文化教室、教育文化会館(市民自主企画事業)・「親子多文化ふれあい広場」コリアン子どもネットワーク 幸市民館(市民自主企画事業)・「子ども多文化共生クラス~中国編~」七色光 高津市民館(市民自主学級)・「ニイハオ!中国」ニイハオ!中国 多摩市民館(市民自主学級) 日本語学習ボランティアグループとの情報交換として、ボランティアと市民館職員の月1回の集まりである「地域日本語連絡会」をとおして、「ともしびの会」「Let's 国際ボランティア交流会」などの、市民グループとの情報交換を行っている。</p>	<p>評価 B</p>
	<p>成果及び課題</p>	<p>川崎らしさをいかにした学習機会の提供のひとつとしての「多文化共生教育」の実践が行えた。しかし、より多くの外国人利用者への利用機会の提供が行えていないのが現状であり、多くの外国人市民へ学習機会の場があることのアピール方法が課題である。</p>			
2	<p>川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、多様な文化的背景をもつ子どもが自らの文化に対する誇りを育むと同時に、すべての子どもたちが多様な文化を理解し尊重しあうことができるように、「民族文化講師ふれあい事業」等を充実させるなど、多文化共生を目指す教育を進めます。</p>	<p>19年度までの実施目標</p>	<p>事業概要 川崎市の学校において、民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等を招請して、多文化共生をめざす学習活動を実施する。日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、文化の相互尊重と多文化共生社会を築く意識や態度を育むことをねらいとしている。</p>	<p>実施状況 小・中・高等学校(17年度は58校、18年度は59校、19年度は60校)で実施。学校独自で実施している学校もある。韓国・朝鮮、中国、フィリピン、アメリカ、ウクライナ等のほか、スベイン語圏やさまざまな国の方を同時に招く学校もあった。</p>	<p>評価 B</p>
	<p>成果及び課題</p>	<p>継続して事業を行うことにより、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、文化の相互尊重と多文化共生社会を築く意識や態度が育まれている。校内の保護者等より身近な外国人が外国人講師になるよう促していく。</p>			

3	保護者向けの学校、幼稚園、保育園のたよりなどの情報提供にあたっては、ルビふりに配慮するなど、多文化共生の取組を支援します。									
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価				
12-3	多文化・多言語を配慮した情報提供	健康福祉局	外国人保護者への情報提供にあたっては、内容が正確に伝わるよう工夫する。	「保育園だより」等、外国人保護者へのお知らせにルビをふる等指導する。外国人保護者には個別に配慮し、正確な情報を伝える。	外国人保護者へは「保育園だより」等にルビをふり、性格に情報が伝わるように努めた。また、日ごろより言葉かけを丁寧に行い、文化の違い等を理解して接するように指導した。	B				
		成果及び課題	外国人保護者の保育園での受け入れはスムーズに定着してきていると感じるが、引き続き、他国の文化の違い等を理解し合い、より良い環境の中での受け入れを促したい。							
12-3	多文化・多言語を配慮した情報提供	教育委員会 事務局	外国人保護者への情報提供にあたっては、内容が正確に伝わるよう工夫する。	「学校だより」等の保護者へのお知らせに、ルビをふる等学校へ働きかけるとともに、外国人の保護者を対象とした定期的な懇話会・説明会等を開催し、相互理解の促進に努めている学校の事例を紹介するなど多文化共生の取組を支援する。	市立学校、市立幼稚園や市内各施設、区役所区民課等の関係機関に、日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語、計6ヶ国語の外国人保護者用就学ハンドブックを配布した。新入学児童の案内にも同封送付を行った。また、市立保育園にも配付を行った。	B				
		成果及び課題	市立保育園にも配付対象を広げたことにより、外国人保護者への更なる情報提供ができた。引き続き、各学校で外国人保護者の実態を把握し、適切な情報提供に努めていく。							
4	育ち・学が施設及び主に子どもが利用する施設の教職員を対象とした、多文化共生への理解を深めるための研修を充実します。									
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価				
12-4	職員研修	市民局	職員が多様な文化的な背景をもつ子どもについての理解を深めるための研修を実施する。	より一層の内容の充実を図り継続する。	平成19年度は、それぞれの指定管理者等が、子どもの居場所及び子どもへのかかわり方等の研修を実施した。また、放課後子どもプランの研修の一環として、市主催で「川崎市発達障害者支援センターにおいて」「児童の安全対策について」の研修を実施した。	B				
		成果及び課題	平成17年度は、委託事業者のかわさき市民活動センターが研修を実施し、18年度、19年度は指定管理者等が、子どもについての理解を深めるための研修を実施した。また、19年度は放課後子どもプランの研修の一環として、川崎市主催で研修を実施し、職員の資質向上を図った。							
		成果及び課題	年毎に職員の意識が高まり、自主的な学びも広がっている。計画的な取り組みを今後も課題とし、継続に努める。							
12-4	職員研修	健康福祉局	職員が多様な文化的な背景をもつ子どもについての理解を深めるための研修を実施する。	保育園の職員を対象とした年間研修や各職場における自主研修の中で取り組み多文化共生への理解を深める。	定例園長会において、公立保育園の全園長（75名）を対象に川崎市子ども権利条例について講演を聴く。若職場に戻し、それぞれが生きてきた環境を考え、保育に活かした。（平成19年度は10月の定例園長会で実施）	B				
		成果及び課題	職員が多様な文化的な背景をもつ子どもについての理解を深めるための研修を実施する。	職員研修を実施し、多様な文化的な背景をもつ子どもについての理解を深める。	国際理解教育研修講座を毎年2回、テーマを工夫して実施している。19年度は、日系ブラジルの文化・日本に編み込んだベトナム生徒について考えるワークショップの研修を行った。外国人市民が日本で生活する際の困難さや文化的な背景を考へる研修に取り組んだ。（参加者延べ数：17年度109人、18年度71人、19年度64人）	B				
		成果及び課題	国際理解教育研修及び文部科学省の帰国外国人受け入れ促進事業のセンター発表、10年研修、初任者研修などで多様な文化的な背景を持つ子どもについての研修充実を進めた。しかし、また、職員によって認識の差があるのでさらに帰国外国人児童生徒指導の手引きなどを作成して研修を進めていく必要がある。							

5	地域での多文化共生への理解を深めるため、教育文化会館・市民館における社会教育事業をとおして、市民グループ等の活動を支援します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況	評価	
12-5	教育文化会館・市民館事業	教育委員会事務局	社会参加・共生推進事業のなかで、多様な文化的背景をもつ子どもたちの問題も含め、多文化・共生をすすめる学習事業を展開する。	19年度までの実施目標 市民館、教育文化会館で「識字学習活動」「地域日本語推進事業」「平和・人権学習」等の教育文化会館・市民館事業で、市民とともに課題を検討し、学習会等を実施する。また、市民の自主的な多文化共生の学習や取組について相談等をおおとして支援する。内容の充実を図りつつ、継続させる。	教育文化会館 1学級、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生市民館 各2学級、ふれあい館 1学級「識字学習活動」の中で、地域日本語ネットワークのつどいにおいて、識字学習活動に参加する学習支援者を対象とした講演会及び分科会を実施した。(17年度83人、18年度96人、19年度96人参加) 教育文化会館、市民館で実施する「平和・人権学習」の中で子どもの権利や多文化・共生の内容の学習を実施した。 教育文化会館、市民館で実施する「男女平等推進学習」の中で、子どもの権利や多文化・共生の内容の学習を実施した。	B
		成果及び課題	時事的な観点から、市民が何を求めているのかを考慮した事業内容を実施した。今後は、市民が学習の成果を地域へどう還元していくことができるのかが課題である。			
6	母子健康手帳の副読本（多言語）の無償配付や外国籍母子育児教室等、外国人市民の母子保健の充実に努めます。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況	評価	
12-6	在日外国人母子保健サービス支援事業	健康福祉局	外国籍の母子が日本人母子と同様にサービスが受けられ、安心して育児ができるように、外国籍親子育児教室、外国版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣を実施している。	19年度までの実施目標 内容の充実を図りつつ、継続させる。	外国籍母子育児教室の開催19年度40回、外国籍母子育児支援の定着した事業として安定して実施されている。外国語版母子健康手帳の配布実績は271冊である。	B
		成果及び課題	外国籍母子育児支援の必要性が高まっているため、今後も充実を図っていく必要がある。			
7	「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づく施策と連携しながら、多様な文化的背景をもつ子どもの意見表明・参加に関する権利の保障に努めます。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況	評価	
12-7	多文化共生社会推進指針の推進	市民局	多文化共生社会推進指針における子どもの権利保障に関する施策の推進に努める。	19年度までの実施目標 「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づく施策と連携しながら、多様な文化的背景をもつ子どもの意見表明・参加に関する権利の保障に努める。	日本語を母語としない子どもたちの意見表明や参加を進めるにあたっては、日本社会では、日本語の生活言語や学習言語、家庭や母語のコミュニケーションでは、母語の理解力が必要となることから、多文化共生社会推進指針に基づいて日本語支援の充実と文化的アイデンティティの形成に向けた環境の整備などを関係者に働きかけた。	B
		成果及び課題	指針に基づき、日本語の習得支援の充実とともに、母語・母文化を大切にしながら文化的アイデンティティを形成できるように環境整備について、関係局と働きかけを行った。市立学校において、日本語指導や違いを認めあう教育が着実に実施されてきている。また、市民館等でも子ども向けの母語、母文化教室などが実施されるようになってきている。			

重点施策 13 障害のある子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。						
1	育ち・学ぶ施設及び主に子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	
13-1	子ども文化センターの施設整備事業	市民局	老朽化した施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にする。	子ども文化センターを利用する障害児も含め、利用する子どもが安心して利用できる施設となるよう、老朽化した設備を必要に応じ順次改修する。	平成17～18年度の状況は、床の改修32施設、冷暖房の改修4施設、タイムケアモデル事業対応のためのシャワー室、トイレ等の改修などを実施。平成19年度は、床の改修21施設、冷暖房の改修・設置50施設、消防設備補修工事23施設、屋上防水工事2施設、その他補修・改修17施設	A
		成果及び課題	すべての利用者が利用しやすい施設とするため、施設整備計画を作成し、床の改修をはじめとする冷暖房の改修・設置、屋上防水工事など計画的な整備を実施した。また、平成19年度には、冷暖房機の設置について、計画の9施設を、計画を前倒して、50施設の設置を行い、利用の促進を図った。			
13-1	子ども文化センター「わくわくプラザ事業」施設整備事業	市民局	障害のある子どもも安心して、利用しやすい施設となるようバリアフリー化を進める。	障害児の登録状況に応じ、入り口スロープの設置による段差の解消。多目的トイレの改修(手すりの設置等)を行う。	平成17年度は、スロープ設置2施設、トイレ改修2施設 平成18年度は、トイレ設置1施設、トイレ改修1施設 平成19年度は、入り口スロープ設置 1施設	C
		成果及び課題	障害のある子どもも状況を考慮し、入り口スロープの設置を行った。また、プレハブ工法によるわくわくプラザ室の整備については、福祉のまちづくり条例に基づいた設計を行い、障害の有無に関わらず、利用しやすい施設とした。			
13-1	学校施設の整備	教育委員会事務局	施設のバリアフリー化を進める。	施設のバリアフリー化を進める。	エレベーター、スロープ、手すりの設置、トイレの改修を計画的に行っている。平成19年度：改築、大規模改修によるエレベーター、スロープ、手すり等の設置(東生田小・新城小着工、東門前小工事継続)、既存校エレベーターの設置(宮前平小)、障害児のための改修(スロープ、トイレ、空調設備・床改修等 小学校東小倉小ほか23校、中学校橋中ほか6校、ろつ・養護・田島養護学校)	B
		成果及び課題	改築・大規模改修校については工事の際に、既存校については必要に応じて、エレベーター、スロープ、手すりの設置、空調設備の充実などバリアフリー化を進めてきた。今後も順次バリアフリー化していく。			
2	ノーマライゼーションの理念の実現を目指して、障害のある子どもへの理解と障害への理解を深めるため、啓発や学習機会の提供を充実します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	
13-2	障害への理解を進めるための啓発、広報	健康福祉局	「新・ノーマライゼーションプラン」の推進、周知等により、障害と障害児への理解を深めるための機会や情報を提供する。障害への理解を進めるための啓発、広報。	「新・ノーマライゼーションプラン」を各区役所(保健福祉センター)や図書館、学校等に配布し、周知を図るとともに、各種講演会、講座等において、障害への正しい知識の普及を進める。	障害者への理解を呼びかける普及啓発イベント「市民のつどい」(国際障害者年を記念し、毎年12月3～9日は障害者週間とされており、市では、その期間中に記念行事を開催。)毎回500人前後の参加があった。(19年度550人) 障害者自立支援法などの障害者福祉制度を制度利用の案内、ホームページ等の多様な手段で周知した。	B
		成果及び課題	普及啓発イベントの開催や広報等により、「新・ノーマライゼーションプラン」の目標である地域社会での障害者の自立と社会参加を促進するために必要な障害への正しい知識の普及が			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
13-2	広報・啓発、 研修	教育委員会 事務局	地域社会で共に生きるための環境を整えるような支援が必要である。そのための知識・情報を伝え、啓発を進める。学校の取組を支援する。小・中学校の障害児学級の児童生徒の交流級との交流を推進する。また、養護学校の居住地交流について周知し、推進することにより地域で生きる仲間として意識付ける。車椅子やアイマスク等体験学習を通して、障害児者への理解を進める。	小・中学校において、日常的に特別支援学級の児童生徒が交流級で授業を受ける等、お互いに理解をしあう機会を設ける。また、様々な学校での取組を紹介するなどをとっておして障害への理解が深まるよう支援する。	「教育だよりかわさき」に特別支援教育の特集の掲載、全児童生徒保護者等に配布し、啓発・広報を実施した。また、「特別支援教育コーディネーター養成研修」等、特別支援教育に係る教職員の必修研修5講座、希望研修4講座等、特別支援学校による公開研修を実施し個々の取組への理解を促した。	B
		成果及び課題	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する児童の確保や研修内容が課題となっている。			
13-2	教育文化会 館・市民館事業	教育委員会 事務局	社会参加・共生推進事業のなかで、障害をもつ子どもも問題も含め、障害に関する理解をすすめる学習事業を展開する。	障害のある人の社会参加を図る活動のなかで、ボランティア活動を促進しながら、障害のある人と無い人の相互学習を進め、地域での障害に関する理解を深める事業を実施する。 内容の充実を図りつつ、継続させる。	障がい者社会参加活動：教育文化会館、幸・中原・高津・宮前・麻生市民館各1学級、多摩市民館 3学級実施 障害のある子ども（15歳以上）・青年、ボランティアがともに障害を理解しあい、協力して事業を実施した。	B
		成果及び課題	毎年参加者のつながりをより深める事業内容を実施した。今後はさらに障害者の方が主体となり参加できる内容を実施することが課題である。			
3	障害のある子どもが主体的に地域や社会への参加が可能となるよう個別の支援を進めます。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
13-3	心身障害児援助事業（新事業名：障害児タイムケア事業）	市民局 （新所管局：健康福祉局）	心身に障害のある児童に対し、生活の充実と福祉の向上・家庭の精神的負担の軽減と安定を図るため、介助指導員を得て、こども文化センターを利用し、遊び・日常の指導を実施。	平成18年度から、健康福祉局所管の「障害児タイムケア事業」の実施に伴い、心身障害児援助事業を移行する予定。	障害児タイムケアモデル事業を18年度から実施。19年度からは、大師こども文化センター、田島養護学校、中部身体障害者福祉会館、市立養護学校、長尾こども文化センター、片平旧地域訓練室で実施し、併せて12箇所タイムケアセンターを運営。20年2月末時点、登録児童数：346名、延べ利用人数8,226名、指導員月平均4.5名体制により月平均6.4名児童利用がある。	B
		成果及び課題	障害のある中・高生の放課後余暇の場として、地域の身近な施設を使用し、充実した余暇を提供することができた。			
13-3	わくわくプラザ事業 （障がいのある子どもへの 具体的支援）	市民局	放課後や土曜日・夏休み等に、小学校施設を活用して児童の遊びや生活の場を確保し、様々な文化・スポーツ活動などを行い、1年生から6年生までの児童の仲間づくりを支援する。市内公立小学校114校で実施。	継続して事業を実施する。	平成20年3月末現在、30,983名の登録児童のうち、障害児は811名登録して利用している。障害児利用にあたっては、スタッフを増員して、安全面にも考慮して運営している。	B
		成果及び課題	登録児童数、障害児登録数も年々増加し、わくわくプラザ利用促進が図られた。障害児の利用にあたっては、安全面に考慮した。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
13-3	障害者(児)地域生活サポート事業	健康福祉局	支援費制度の居宅介護事業(ホームヘルプサービス)で対応が困難な、障害児者の学校や施設等への定期的かつ通年に渡る送迎、および日常生活上の見守りを行う介護人を派遣し、もって障害児者およびその家族の地域生活の継続と福祉の増進を図ることを目的とする。事業実施にあたっては、NPO法人に委託するとともに、介護人として広く市民の参加を求めると、市民と行政との協働による事業として進めている。	障害者自立支援法による地域生活支援事業として、障害児の自立と社会参加の促進および充実した地域生活の継続を支援する事業として実施していく。	平成18年10月から制度移行に伴い、障害者自立支援法による地域生活支援事業のメニューに位置づけられ、障害児・者への見守り支援等を主体とした事業として継続して実施した。	B
4	就学前の障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児と保護者に向けた、支援のあり方について調査・研究します。	成果及び課題	制度発足当初は、市単独事業として実施し、支援費制度(国制度)を補完するものであったが、障害者自立支援法の施行に伴い、地域生活支援事業に位置付けられた。障害児・者の見守り支援等を行うことにより、障害児の自立と社会参加の促進及び充実した地域生活の継続を支援する事業としての成果を挙げた。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
13-4	特別支援の研究	教育委員会事務局	就学前の障害のある幼児及びその保護者に向けた支援のあり方を研究する。	平成16・17年度の研究をまとめ、乳幼児の保護者・教育・保健・児童福祉の関係者に向けて研究報告会を開催するとともに、研究報告書を発行し関係機関に配布する。研究終了後も引き続き、保育の充実と支援をつなぐために、関係機関とともに取り組んでいく。	「個別の指導計画」(用語例を含む)については、完成し「幼児特別支援教育連絡会」は関係機関とともに本市の乳幼児期の特別なニーズを持つ子どもたちに対する必要な支援について検討を行い、幼保小の連携や、各機関で行っている相談事業の充実に向けて共通理解が図られた。	B
5	障害のある子どもも含めて、全ての子どもがともにも過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育園での活動を支援し、統合保育を充実します。	成果及び課題	研究が終了し、今後は、各園を訪問しながら「個別の指導計画」の普及に努める。「川崎特別支援教育連絡会」については、「川崎市発達障害者整備検討委員会」や子ども支援室との連携を重要視して進める必要がある。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
13-5	統合保育	健康福祉局	障がいのある子どもも含めてすべての子どもがともにも過ごす中で互いに理解しあい、支えあう保育園での活動を支援し、統合保育を充実する。	継続・充実	障害のある子ども及び特別な支援を必要とする子どもに対し、巡回相談や発達相談を通して専門的な相談、指導援助を行い、職員との理解を深め、より良い統合保育の実施を促した。また、平成18年度から、全園対象に統合保育研修会を開催し、事例研究を行い理解を深めている。	B
6	川崎市立多摩病院では、障害のある子どもを対象とした専門外来を設置します。この外来において、小児神経科の専門的医療を提供するとともに、他の診療科との医療連携の要としての役割を担うことで、医療面の支援を行います。<2005(平成17)年度中に開設>	成果及び課題	障害児保育は担当クラスだけでなく保育園全体の中で健常児も含めた統合保育の視点での取組として進めてきた。ただ、障害の内容が個別的であるため、引き続き相談、指導や研修を充実させて取り組んでいく。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
13-6	小児神経科の開設	病院局	小児神経科を設置して、障害のある子どもに対する専門医療を行う。	障害のある子どもへの医療面の支援を充実させる。	小児科の専門外来として毎週火曜日の午後に小児神経科外来を実施している。	B
		成果及び課題	専門外来として順調な運営を行うことができた。継続に努める。			

重点施策 1 4 児童養護施設等で生活している子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。					
1	児童養護施設等で生活する子どもが、子どもの権利を知り、学び、身に付けていくために、「子どもの権利ノート」を配付するとともに、職員向け「子どもの権利ノート職員ハンドブック」を作成・配付し、「子どもの権利ノート」の活用について支援します。 目標：「子どもの権利ノート」（改訂版）を2005（平成17）年度から入所児童全員へ配付 目標：「子どもの権利ノート職員ハンドブック」を2005（平成17）年度から職員全員へ配付	児童養護施設等 健康福祉局	19年度までの実施目標 新規入所児童に権利ノートの配布について継続する。	実施状況 平成17年度は、「子どもの権利ノート」及び「施設職員向け「子どもの権利ノート職員ハンドブック」を配布し活用を促した。平成18年度以降は、新規入所児童に対する権利ノートの配布を継続した。また、児童から意見や質問などを発信する手段として、従来は八芳キが添付されていたが、平成19年度からは封筒を作成し、配布した。	評価 B
2	里親家庭で生活する子ども及び里親に対し、子どもの権利について周知するために、「子どもの権利ノート」（里親家庭用）及び「子どもの権利ノート里親ハンドブック」の作成に取り組みます。 目標：2007（平成19）年度までに作成	児童養護施設等 健康福祉局	19年度までの実施目標 検討結果によって作成・配布する。	実施状況 現在、児童福祉施設入所児童を対象とした「子どもの権利ノート」は作られているが、里親家庭用のものについて検討が未実施である。	評価 D
3	児童相談所の一時保護所で生活する子どもが安心して意見表明ができるように、年齢別、性別、問題内容別の処遇や生活環境についての配慮等一時保護所の整備について検討します。	児童相談所 健康福祉局	19年度までの実施目標 児童相談所のハード面の整備に伴い、定員増や男女別設備を検討する。	実施状況 19年度から一時保護所の定員を20名～30名に増員し、要保護児童の増加を受けた対応策をとった。しかし、採臨性の解消や、年齢・性別分け等の設備整備などの課題解決に向けた更なる体制整備が必要である。	評価 B
14-1	子どもの権利ノートの活用支援	健康福祉局	児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。	施設に入所している全ての児童に権利ノートを配布するとともに、施設職員向けのハンドブックを作成し周知を図った。また、権利ノート及び児童からの意見を発信するため専用の封筒を作成し配布し、入所児童の権利擁護を図った。	
14-2	里親家庭用「子どもの権利ノート」	健康福祉局	三田市（神奈川県・横浜市・川崎市）合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図る。	今後、里親家庭で養育される児童向け「子どもの権利ノート」の作成について三田市で検討する。	
14-3	児童相談所ににおける一時保護所の施設や環境の整備	健康福祉局	さまざまな事情や問題を抱える家庭の児童を終日保護し、心身の安全と健全な生活習慣の回復を図り、児童の生活指導・行動観察・施設入所準備の指導等を行っている。	定員拡充により要保護児童の量的改善を図ることができた。今後は、保護所の質的な向上を目指し、子どもが安定した生活習慣を身に付けられるよう環境の整備を図る。	

4	児童相談所で、一人ひとりの子どもの気持ちを受けとめ、子どもの意見表明・参加を進めるために職員の専門性を強化します。 現状：中央児童相談所に常勤の精神科医を配置	児童相談所で子どもとの意見表明・参加を進めるための職員の専門性の強化	所管局 健康福祉局	事業概要 研修の実施、専門職の配置等により職員の専門性を高める。	19年度までの実施目標 児童福祉司や児童心理司等の研修の実施の継続	実施状況 児童虐待防止法改正、少年法改正等に対応するための情報を共有する内部研修を随時実施した。また19年度は、処遇困難ケースについてスーパーバイザーによる個別研修を毎月8回実施した。	評価 B
5	児童養護施設において、子どもが家庭に近い状態で生活でき、安心して意見表明ができる環境を整備を進めるよう施設関係者に働きかけます。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	成果及び課題	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	19年度までの実施目標 児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	実施状況 児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	評価 A
6	児童養護施設等の職員が子どもの権利への意識を高めるための研修を支援します。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	19年度までの実施目標 児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	実施状況 児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	評価 B
7	里親家庭において、子どもが安心して意見表明できるように、里親への研修を支援します。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	19年度までの実施目標 児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	実施状況 児童相談所職員の専門性向上により他機関との連携が推進できた。今後もより高い専門性が求められることが必要である。	評価 B

児童相談所の一時保護所で生活する子どもに対する学習支援を進めます。 現状：学習棟開設、非常勤講師2人派遣						
8	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
14-8	一時保護所における学習指導	健康福祉局	平成15年度より、一時保護所における学習権を保障することを目的として学習室を設置し、総合教育センターから派遣された2名の教員による週4回の学習支援を行う。	教育委員会との連携を密にして、子どもの教育について一体的に取り組めるようにしていく。行事等についても可能な事項については協力して行い、子どもに対しての共通理解を深めていく。	学習専門指導員による学習内容は、月曜日～木曜日、保護係職員による学習支援は総合学習の内容で週1回実施した。学習専門指導員による学習指導の子ども数は1日平均10人以上であり、教育との協働の取組を進めた。	B
		成果及び課題	学習専門指導員、保護係職員が協力して実施し、一定の学習支援ができた。今後は指導員、実施回数を増やし、年齢ごとにより充実した学習支援を行いたい。			
14-8	児童相談所における一時保護所への学習支援	教育委員会事務局	平成15年度から実施。児童相談所一時保護所に職員を派遣して、入所している子どもたちの学習支援をする。	週4日、1日6.5時間、各2人の職員を派遣	教育相談センター所属の学習専門指導員2名を継続して学習室に派遣し、一時保護所で生活する子どもたちの学習権の保障に努めた。今年度はNPO教育活動総合サポートセンターから学習サポートをほぼ毎日1名派遣してもらうことや児童相談所職員の協力を得て、学習時間をコマ増やすことができた。	B
		成果及び課題	学習についての方針を話し合う連絡会を定期的に開催し、連携がスムーズになった。その結果、授業時数を増やすことができた。しかし、学習レディネスの育っていない児童生徒に対する学習指導体制のあり方については、今後も検討すべき課題である。			

重点施策 15 不登校の子どもの意見表明・参加に関する支援を充実します。						
1	不登校の子どもが意見表明・参加できるよう、学校、「ゆうゆう広場」、「えん」等の民間のフリースペース(子どもの居場所)等で、子どもへの支援を充実させるため関係者・関係機関の連携を強化するとともに、情報提供に努めます。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	
15-1	子ども夢パークにおける不登校児童生徒に関する協議会	教育委員会事務局	“えん”運営スタッフ、生涯学習財団、“えん”が入っている施設である夢パークの職員、指導課、総合教育センター、人権・共生担当、市民局子どもの権利担当、生涯学習推進課で、不登校の子どもの現状や支援について情報交換をおこない、不登校の子どもの居場所のあり方を探るとともに、子どもへの支援を充実させるために検討会を開催する。	19年度までの実施目標 内容の充実を図りながら継続する。	関係機関との連携を強化するため、「不登校対策連絡協議会」と連携して実施した。また、県教委と連携し県学校・フリースクール等連携協議会による「フリースクール見学会」を開催し、夢パークにおける不登校の取組の充実を図った。	B
		成果及び課題	不登校対策をめぐって、NPOや県との情報交換や連携が広がっておりつつある。なお、発達障がいや精神障がい及び非行急学傾向の不登校児童生徒の相談や通級が増加する中で、居場所機能の充実が課題である。			
15-1	不登校の子どもへの情報提供	教育委員会事務局	不登校児童生徒の居場所である“ゆうゆう広場”、フリースペース“えん”や家庭にいる子どもへ、学校からの情報提供が十分されるように働きかける。	不登校児童生徒の居場所である“ゆうゆう広場”、フリースペース“えん”やその他のNPO、フリースクールに通っている子どもも、家庭にいる子どももへ学校からの情報提供が十分されるように働きかける。	不登校の児童生徒の進路相談会などを実施し、児童生徒と保護者が学校や関係機関との相談ができる機会を設け、情報を提供することができた。また、各学校では、児童生徒指導ハンドブックなどを活用して、不登校児童生徒への対応や教育相談、関係機関との連携のあり方について研修を行った。その中で、不登校児童生徒への情報提供についても配慮をし、児童生徒の実態にあった情報提供を確実に実行していくように徹底した。また、NPOとの連携を図り、児童生徒の状況を把握できるようにするとともに、小中の連携を推進し、中1ギャップについて対応を図った。	B
		成果及び課題	不登校児童生徒の居場所である“ゆうゆう広場”、フリースペース“えん”や家庭にいる子どもへ、学校からの情報提供が適切に行われるよう働きかけを強化する。			
2	地域で不登校の子どもを支える環境づくりを進めるため、学校、家庭、地域の連携した活動を支援します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	
15-2	フレンドシップかわさき事業、児童生徒指導連絡協議会	教育委員会事務局	不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」は、小中学校間のよりよい接続を図るため、小中学校の連携・協力(不登校対策推進中学校ブロック)、及び家庭、地域社会との連携のあり方について研究すること、児童生徒の不登校の予防・解決を図るため、校内体制づくり(心のかけはし相談員の配置)、及び子ども連を取り巻く環境整備のあり方についての研究すること、学校と不登校対策に関する施設や関係機関との連携を強化し、不登校対策の総合的対応の構築を図ることなどに取組む事業。児童生徒指導連絡協議会は、児童生徒指導上の問題を全市的に共有し、対応方針を一貫したものにすることを目的としたネットワークの構築を図る。	19年度までの実施目標 不登校対策の連携による不登校対策のあり方について研究し、その成果を市内各学校に周知していく。また、児童生徒の形態やニーズに即した関係機関との連携を中心とした不登校についての総合的な対応の構築を図る。	フレンドシップかわさきの実践校は3中学校区で、心のかかけはし相談員を7校に拡大し配置した。さらに、不登校対策連絡協議会は3回実施し各関係機関との連携を強化し、不登校に関わる関係機関のネットワーク化を図るための協議を深めた。また、不登校に对应する関係機関の連携の資料を市内の学校に配付し、学校への周知を徹底した。また、児童生徒指導連絡協議会は計9回実施した。児童生徒指導の今日的な課題について協議するとともに、今年度についてはスクールカウンセラーとの協議を持つなど、日常の教育相談など、児童生徒が相談しやすい環境づくりと小中学校が連携して取り組む不登校対策について協議を深めた。	B
		成果及び課題	不登校対策のありかたについて研究を継続し、小中学校の連携を強化するなど不登校を未然に防ぐ児童生徒の対応に成果を上げることができた。また、その成果を市内各学校に周知していくことができた。教育相談を十分活かした取組が課題である。			

不登校の子どもへの理解を深めるため、「児童生徒指導ハンドブック」の活用を促進します。 現状：全教職員へ配付							
3	施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況	評価	
15 - 3	児童生徒指導 ハンドブック	教育委員会 事務局		子どもたちの人権尊重の視点から児童生徒指導の望ましいあり方を見直すために、「児童生徒指導ハンドブック」を作成し、活動を促す。	この冊子を基に、各学校における児童生徒指導体制の確立を図るよう働きかける。また、新たな児童生徒指導上の課題が生まれたときには、この内容をベースに課題解決に向けた資料等を各学校に配布する。	各学校において、冊子を基にして児童指導体制の確立を図るよう取組を進めていくよう働きかけた。また、教職員の研修において活用し、児童生徒指導について共通理解を深めることができた。	B
4			成果及び課題	「児童生徒指導ハンドブック」を、各学校で有効に活用し、きめ細かく、組織的な教職員の取組ができるように、研修を深めていきたい。			
4				「ゆうゆう広場」において、教育相談員やメンタルフレンド等による子どもサポートをとおして、不登校の子どもが安心して自分らしく活動できる居場所づくりを進めます。			
4	施策・事業	事業名	所管局	事業概要	実施状況	評価	
15 - 4	教育相談員、 メンタルフレ ント事業	教育委員会 事務局		川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）において、教育相談員及びボランティア（主に心理を学ぶ大学生や、大学院生をメンタルフレンドに採用）が、通級する子どもたちの相談や子どもたちの活動の支援を行う。	メンタルフレンドの制度をゆうゆう広場運営等において積極的に活用した。メンタルフレンドは継続者も多く、子どもとのかわりに非常に高い意識で臨む大学・大学院生が応募してきている。 平成19年度のサマーカーキンプでは子どもたちの活動意欲を育てることに大きく貢献した。また、各広場でのふりかえりの時間への参加は、子どもたちの行動を理解する研修の場として有効であった。	B	
			成果及び課題	メンタルフレンドの活用については、常に話し合いの場を持ち、不登校児童生徒の言動についての理解を深めることに努め、その意識を高めた。しかし、ゆうゆう広場の設置箇所との関係から各広場で希望する学生・院生の配置に偏りが生じることもあった。メンタルフレンドの質の確保が課題である。			
15 - 4	適応指導教室 「ゆうゆう広 場」	教育委員会 事務局		市内3箇所を設置されている適応指導教室（ゆうゆう広場）において、通級する子どもたちのニーズに応じた活動を展開するために、毎月担当者が集まり、情報交換と研修を行うなど、活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努める。	適応指導教室（ゆうゆう広場）に通級する子どもたちの活動内容を再検討する。広場の設置目標を達成するために、スタッフの研修の充実を図る。子どもへの支援を充実させるため、広場と関係機関、特に学校との連携を一層強化する。子どもたちの居場所の充実のため「フレンドシップかわさき」の事業に協力し、情報交換に努める。	各ゆうゆう広場で相談員が不登校児童生徒へのかかわり方について理解を深める研修の場を設けている。平成19年度は、センター、教育相談センター専門員を講師として招き、アドバイスを受けた。年間10回うち講師が出席したものは9回）子どもへの支援を充実させるため、広場と教育相談機関、学校の連携を図った。（年2回）	B
			成果及び課題	不登校児童生徒の居場所として、また体験活動において成功体験を重ねることにより、通級者が自信を回復し、とともに、学校への復帰者も増えた。増加した通級者個々へのきめ細やかな対応を維持することが課題である。			将来への見通しを持つことにつながった。その結果通級者が年々増加する

重点施策 1 6 乳幼児の意見表明・参加に関する支援を充実します。				
1	乳幼児をかかえる親等が、子どもの思いを受けとめ豊かな子育てができるように、保健福祉センター、子ども家庭支援センター、こども家庭支援センター、教育文化会館・市民館等において行われる子どもの権利に関する学習機会を充実します。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標
	母子保健指導事業（両親学級）	健康福祉局	妊娠の届出から母子健康手帳の交付、両親学級の開催など、妊娠中を健康に過ごし、安心して出産・育児ができるようにする。	母子健康手帳交付は全ての妊婦と会える場面なので、母子保健に関する情報提供や保健福祉センターの活用について積極的にPRし、安心して出産・育児ができるように充実させていく。また、両親学級や育児への父親参加を促進していく。さらに、子どもの権利についての啓発機会として検討していく。
		成果及び課題	母子保健指導事業は、妊娠期から両親で子育てする体制づくりや、家庭における健康づくりの意識啓発を図る機会として重要であり内容の充実を図っていく。	
1 6 - 1	教育文化会館・市民館事業	教育委員会事務局	「市民自主学級・市民自主企画事業」「家庭・地域教育学級」等において乳幼児をもつ親への学習機会を提供する。	子育て期に関する学習は、地域課題と捉え、地域全体で支援・解決を図るため、市民自主学級等で乳幼児をもつ親への学習会を実施する。内容の充実を図りつつ、継続させる。
		成果及び課題	乳幼児を持つ親のニーズを考慮しながら、事業を企画・実施した。今後は、事業終了後の参加者間でのネットワーク作り促進に向けて、事業内容等についてさらに工夫していきたい。	毎年度教育文化会館・市民館において「市民自主学級」等で乳幼児をもつ親対象の学習が企画されている。19年度は、乳幼児期の子育てに関する学習として「市民自主学級」13学級、「市民自主企画事業」10事業、「家庭・地域教育学級」16学級、「自主グループ家庭教育学級」7学級を実施。
2	養育支援の必要な親等を的確に把握し支援することで、乳幼児虐待の防止を図り、子どもの権利を擁護するため、乳幼児健康診査や家庭訪問、相談活動を充実します。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標
1 6 - 2	乳幼児健康診査事業	健康福祉局	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健診を保健福祉センターで、また、医師会委託で、7か月児、10か月児、4歳児、5歳児の各時期に健康診査を行い、子どもの発育・発達を確認し、親等への保健指導や相談を実施し、子どもの健全育成を図る。	虐待や育児困難な家庭の把握に努め、適切な支援につなげていく。また、子育て支援の場としての役割の拡充を図る。
		成果及び課題	ほとんどの子どもとその保護者が利用する場となっており、発育・発達の確認のほか、子育てに関する情報提供や支援ニーズの把握の機会としても充実させていく。	例年、高い受診率により実施されている。保健福祉センターにて実施の健診（3ヶ月・1歳6ヶ月・3歳）の問診表の内容について見直しした。また、健診の面接相談で問診票を活用するため、支援者向けの解説冊子を作成した。
1 6 - 2	乳幼児虐待予防事業	健康福祉局	保健福祉センターでの健診、相談、訪問などで、子育てがづらい等の問題を抱えている母子を対象に教室を実施し、虐待の未然防止を図る。	各区において定期的にグループミーティングを開催している。平成19年度は、開催実績は158回、延べ1,496人の参加者。区により個別相談を実施。他事業との連携を深めている。事例検討より個別相談を実施し、支援内容の確認や関係職員の学習の機会としている。
		成果及び課題	定着した事業として安定して実施している。運営の方法など、区の実情に合わせ、さらに、対象者が利用しやすい、場面の設定目的の達成が図られるよう検討が加えられ改善されてきて	

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-2	母子相談事業、母子訪問事業	健康福祉局	随時、電話や面接による相談、また必要に応じて妊産高血圧症予防訪問、新生児・未熟児訪問、家族計画指導訪問などを実施し支援している。	情報提供や相談を身近なところで気軽に行えるように、インターネットでの相談等も充実が求められている。	新生児訪問については、実績が上がっている。(平成19年度実績:6,912件)そのほかの訪問も例年同様に実施している。18年度からは、各区のホームページやガイドブックの作成が進み、身近なところでの情報提供、相談事業が充実した。	B
		成果及び課題	子育てに関する相談、家庭訪問のニーズが高まっており、今後も充実させていく。			
3	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士等の乳幼児にかかわる専門家や乳児院等の児童福祉施設の職員が、乳幼児の意向・意見を受けとめ尊重する力量を形成するための研修を充実します。					
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-3	乳児院等の職員への研修支援	健康福祉局	乳児院等の職員が乳幼児の意向・意見を受け止め尊重する力量を形成するための研修支援をする。	子どもの人権について又、子どもの発達や表現能力についての研修等の案内をする。又、三原市の児童福祉施設職員研修会への補助を継続する。	県内の児童福祉施設職員研修会への補助を継続し、同研究会が実施する研修支援をした。	B
		成果及び課題	県内の児童福祉施設職員研修会への補助を継続し、同研究会が実施する研修支援をした。			
16-3	母子保健指導者研修	健康福祉局	母子保健事業は、思春期から妊娠、出産、育児にわたる一貫した支援に努めている。近年子育てをめぐり環境の変化は大きく、育児不安や孤立化、児童虐待など子どもの権利が守られない状況が増えている。子どもの安全・安心を確保し、健全育成を支援するためには従事者が子どもの立場に立ち、子どもの権利についての意識の向上を自ら図るとともに、親や地域を啓発していけるよう研修の充実を図る。	時代のニーズに合った、計画的で体系的な研修体制を目指して充実を図る。	乳幼児健診や家庭訪問の場において、相談にあたる支援者としての基本的な面接技術について再確認するための研修を実施している。平成19年度は、ロールプレイなどを交え3回にわたって開催したほか、虐待、発達に関する研修を各1回開催した。	B
		成果及び課題	母子保健をめぐり諸状況の変化に対応するため、今後も充実した研修を実施していく。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-3	職員研修	教育委員会事務局	職員の専門性の確立と資質・力量の向上を目指し、就業前教育を充実させるため、幼児教育関係者を対象に職員研修を推進する。	平成17年度「教育の本質を追求する内容」と「今日的課題に対応する内容」とのパラスタの取れた研修内容を精選する。公私立幼稚園・保育園・子育て支援関係・小学校などを含めた市内関係職員が交流し理解し合えるような、研修の進め方や参加体制を工夫する。平成18～19年度教育の本質や今日的課題、教職員のニーズを捉えた研修内容を計画し、教職員の資質・力量の向上を図る。また、研修方法を工夫し、研修参加者の増加を目指す。	毎年度、7月から9月にかけて、公私立幼稚園・保育園・公立全職種、子育て支援関係等の教職員を対象に、幼児教育課題研修6コマ、幼稚園・保育所・小学校の連携研修2コマ、幼児特別支援教育研修4コマ、幼児事故予防研修2コマを行った。	B
		成果及び課題	現在の幼児教育の課題に沿った研修計画立案と、実施を行ってきた。参加者数の増加が見られるが、研修内容の精選と方法の工夫に努める。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
4	乳幼児をかかえる親等が、子どもの思いを汲み取り安心して子どもと向き合えるよう、保健福祉センター、保育園、地域子育て支援センター、こども家庭支援センター、幼児教育センター、教育文化会館・市民館等において、関係機関との連携による情報提供、親子の交流の場の提供、相談事業等を充実します。					
16-4	子ども家庭支援センター事業	健康福祉局	地域の児童福祉に関する各般の問題につき、地域住民、その他からの相談に応じ必要な援助を行う。また、児童相談所からの指導措置受託、里親研修等を行う。乳児院と連携して、子育て短期利用事業を実施する。	相談事業（電話または来訪）、里親支援、関係機関との連携・連絡調整、子育て短期利用事業を実施する。内容の充実を図りながら、継続させる。	平成19年度は、相談事業（電話または来訪）延べ318件（平成19年12月末現在）、子育て短期利用事業実施状況は、10泊（平成19年12月末現在）である。	B
16-4	すくすく子育てボランティア事業	健康福祉局	各保健福祉センターで子育てボランティアを養成し、地域の子育て支援を担える人材を育成し、地域の育児力の向上を図る。	地域の育児力向上のため、キーパーソンとして活躍していたただけるよう、各区の状況に応じて、意識的な関わりを強化していく。	平成19年度は、ボランティア養成等の研修会を52回、子育てネットワーク会議を46回開催したほか、地域で活動する子育てボランティア活動の支援を行った。	B
16-4	母子の食生活共同体験事業	健康福祉局	次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進していくために、子どもの栄養改善や食を通じた食の健全育成、思いやりのある行動が取れるよう支援し、子どもの健康と安心・安全を確保できるような働きかけをする。	食育基本法に基づいて、食を通じた子どもの健全育成のあり方を積極的に考え、組織的・継続的に実施していく。かわさき健康づくり21の事業推進としても位置づけしていく。「食育推進検討会」は、庁内の連携を深めた後、地域関連団体も含め、地域の中の食育を考えていく。	親子料理教室を7区役所保健福祉センターで、食生活改善推進員の市民ボランティア、学校及び関係局行政職員とともに開催。平成19年度は、全市で計23回、747名の幼児、小学生及びその保護者を対象に、体験学習及び調理実習等を実施。実習には地元産の農産物を材料に使用したり、実験（バター作り等）を盛り込み、講話では、エプロンシアターや食事バランスガイドの説明等子どもが参加しやすい内容を各区で工夫した。	B
		健康福祉局	調理実習を通じた食育体験は参加者からも好評で、次世代を担う子どもたちが、自ら健全な食生活を実践することができるよう保護者と子どもがともに考えられる機会を提供している。各区独自の取組も定着してきている。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-4	地域子育て支援センター事業	健康福祉局	地域で子育て支援事業を展開するために、旧市立幼稚園の跡地を利用した子育て広場8ヶ所の整備を進める。	子育て支援事業担当の一元化により子育て広場の健康福祉局への事業移管を行う。	幸区に新設した民営保育所に地域子育て支援センターを設置し、公営11ヶ所、民営8ヶ所で事業を実施した。	B
		健康福祉局	平成17年度において、教育委員会が実施していた「子育て広場」を健康福祉局に移管し、地域子育て支援センター事業の拡充を図った。市内19ヶ所で事業を実施しているが、身近な場所での子育て支援が求められている。			
16-4	こども情報コーナーの開設	麻生区役所	平成17年4月から、こども総合支援担当が各区に設置された。麻生区では、その企画調整の中で、子どもの情報を一元化して提供するために、平成18年度から区役所にこども情報コーナー（仮称）を設けて関係各課や機関・団体との連携を図りながら子どもの情報コーナーの開設を行なう。	子どもの情報コーナーを開設し、区民の方に一元化した子どもの情報が提供できるようにする。また、子どもの資料の整理を行う。	地域の子育てサークルの紹介や企画の子ラシ、青少年・子育て・外国籍の方のためのイベント情報等を毎月更新している。地域の子育て支援センター等の情報紙や保育園・学校等の施設資料も提供している。リサイクル絵本のコーナーでは、子どもが絵本を読んだり、交換したり活用されている。	B
		健康福祉局	麻生区の子どもに関する情報を集約したコーナーを設置することで、情報を総合的・一体的に提供できた。区民の子育てサークル等の自主活動の情報も併せて提供することで、区民活動の活性化を図ることができた。コーナーに閲覧できる場を作ったことで、誰でも気軽に立ち寄り情報収集に有効活用されている。今後の課題として、多くの情報の取捨選択の基準が要求される。			

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-4	中原区子育て支援推進事業	中原区役所	育児不安、育児困難、児童虐待等が問題となっているが、地域社会がこの問題に関心を持ち、子育て中の親に愛情と関心をもって接し、世代間の交流を促進させ近隣との友好関係を構築する。地域で安心して子育てのできる基盤整備をする。	区内で行われている子育てサロンの充実。子育てグループのほか、子育て支援に関わる行政、地域の団体とのネットワークを強化する。	各サロン月1回開催。子育て支援推進実行委員会の区内14ヶ所のサロンのほかボランティアによる自主運営サロン5ヶ所に保健師が参加。平成19年度は、12月末までの利用は約5,400組である。	B
		成果及び課題	利用者も年々増加し、地域の子育て支援に大きく貢献している。H17 約5,000組、H18 約5,300組、H19 約5,400組(12月末現在)			
16-4	子どものこころ育て支援事業	中原区役所	親が子どもを抱きしめながら育てる大切さを広く伝え、子どもの健全育成を促進する。	子どもを、ゆっくりとした気持ちで育児できる親を増やす。	平成19年度は、マタニティフェアミニリーコンサートの開催(2回)～内訳：7月3日 約770人の親子が参加 エポック中原大ホール、12月18日 約900人の親子が参加 エポック中原大ホール	B
		成果及び課題	子育て期における、「子どもを抱きしめることの大切さ」や子どもと一緒に美しい音楽に触れ、気持ちを豊かにして子育てに望めるような機会を提供するために事業を行い、子育てにゆとりがもてたなど参加者から評価を得ている。			
16-4	高津区こどもまつり	高津区役所	乳幼児をかかえる親等が、催し物を通じて手をつなぎ地域で連携を図っていきます。	こどもまつりを通じて、地域住民や子育て中の親同士交流の場をもち、地域でのつながりを広げる。	「高津区こどもまつり」や「高津区子育てフォーラム」また、高津市民館主催の子育てフェスタの協力実施など、地域住民や子育て中の親同士の交流や情報提供等を通じて地域での子育て支援に取り組んだ。	B
		成果及び課題	イベントを通じて、広く子育て情報共有化や情報交換など地域での交流を図った。今後は、各イベント等の有機的な連携を進め、効果・効率的なイベント実施を検討していく必要がある。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-4	相談事業	教育委員会事務局	市民や幼児教育関係者からの、0歳～就学前の乳幼児の子育てや幼児教育に関する「電話相談」「来所相談(親子)」に対応する。	医療・福祉・教育の各分野と連携した相談体制づくりを推進していくとともに、職員の資質(乳幼児期の発達や特別支援教育への知識、相談技術の向上など)を高めていく。	私立幼稚園協会の相談を実施した。市民からの相談内容については、平成19年度は、親同士の関係・園の運営や方針等の数が増加した。相談者の気持ちに寄り添いながら、専門的な機関の紹介等を行うとともに、内容によっては、問題解決に向けて、幼稚園・保育園との連携も行った。	B
		成果及び課題	私立幼稚園協会の相談については、試行期間を設けて本格実施に入った。順調に進んでいる。相談者の資質の向上に向けて、次年度以降の定期的な事例会議を行う予定である。			
16-4	情報提供事業	教育委員会事務局	市民や幼児教育関係者へ向けに幼児教育センター事業(調査・研究結果、子育て期公開講座など)や幼児教育・子育てなどに関する情報提供(電話による提供、情報コーナーでの提供、幼児教育センターたよりの発行・Web発信 など)を行う。	市民や関係機関へ向け、積極的な情報の発信を図る。	平成19年度は、幼児教育関係者向けリーフレット3,000部、市民向けリーフレット8,000部を作成し、配布。幼児教育センターたよりの年3回発行。6,000部配布。幼児教育センター実践記録集を650部作成、配布。また、幼児教育センターWebページを更新した。関係機関会議に出席し、幼児教育センター事業の紹介をした。	B
		成果及び課題	幼児教育関係者向けリーフレットを新たに作成し、関係機関に配付した。また、関係機関会議に出席し、積極的に幼児教育センター事業の紹介をした。			

5	地域の子育て支援にかかわる市民グループ等の育成や交流の場の提供等、子育て支援にかかわる活動への支援を充実します。	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	19年度実施状況	評価
16-5	こども文化センター事業 (子育て支援活動への支援)事業	市民局	親、子育ての不安や悩みを抱えている親が、気軽に利用できる場所として、また、幼児と保護者が交流できるような場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行う。	乳幼児のための施設整備としては、衛生面に配慮し、床のフローリングまたはクッションフロアに改修し、さらに利用の促進を図る。	平成19年度は、利用人員統計では、全市で幼児は延べ150,188名・月平均で12,516名の利用があった。同様に、同数程度の保護者の利用があり、地域の乳幼児の子育て支援の場所として利用されている。乳幼児グループの団体利用数としては、5,112団体、月平均426団体の利用があった。	B	
16-5	子育てグループ育成事業	健康福祉局	親子の孤立を防ぎ、仲間づくりを促進するため、子育てに関するセミナーを開催したり、グループの育成や子育てで交流を支援している。	怪我防止のための集会所の床のささくれによる改修や、587人から平成19年度150,188人となり、より身近な地域で子育て支援サービスが受けられるように関係機関との連携を強化していく。	平成19年度の子育てセミナー開催は74回、活動支援の対象となったグループ支援の実数は139グループであり、支援と連携に努めた。	B	
16-5	高津区子ども・子育てネットワーク会議	高津区役所	子どもが生き生きと豊かに成長できるよう、子どもに関わる市民とともに情報、場及び機会を共有化していく。	各団体等との連携を強化する中で、参加と協働の一層の推進を図ります。	17年度に高津区子ども・子育てネットワーク会議を設置し、定例会、幹事会、編集部会、ホームページ部会等を開催し、携帯サイトの立ち上げ等情報発信の充実や今後の子ども・子育て支援の方向性についての検討を重ね、地域における子ども・子育てネットワークの充実を図り区民の参加と協働によるまちづくりの推進を図った。	B	
16-5	子育て支援ネットワーク推進事業 子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね」	幸区役所	地域の育児相談や区内の子育て支援施設などで開催される乳幼児向けの催し物をカレンダーにし、子育てのワンポイントや親向けのメッセージとあわせて掲載。印刷物とHPの両方で情報提供。	高津区子ども・子育てネットワーク会議は高津区子育て情報発信委員会を引き継ぎ発展させてきた。今後は、更なる情報発信の充実を期し、高津区子ども・子育て情報発信の充実を図り、ホームページのリニューアル、ガイドブックの改訂、携帯サイトの立ち上げなど大きな成果を挙げた。今後は、強化が必要である。	毎月発行、更新(年間12回)、1ヶ月印刷部数 800~1000枚程度(月により変動あり)、ホームページアクセス数(1ヶ月)500~600件。19年度は、1面を子育てカレンダーと子育てワンポイントコラム、2面は保育師が編集し、子どもの健康に関する季節に応じた情報提供を行った。また、区の協働推進事業「さいわいポータルサイト」にも情報を提供した。子育て支援施設からの掲載依頼も増えた。	B	
16-5	みんなで子育てフェア さいわい	幸区役所	区内の子育て支援機関や団体が実行委員会形式で親子が楽しめるイベントを開催。子育て支援と同時に「子育て」を切り口にした世代を超えて区民が交流を図る場とする。	子育て中の区民から問い合わせや反響も大きく、HPのアクセスも増えており、関心を寄せられている事業である。子育て支援施設とのよい連携が重要である。	18年度から、こども総合支援ネットワーク会議の部会事業として実施。19年度は、企画、広報活動等について6回会議を行い、平成20年2月16日(土)に「第3回みんな子育てフェアさいわい」を開催した。昨年を30人も上回る775人の参加があった。親子で楽しめる新企画の催しもの取り入れなどの工夫により、参加した親子は十分にじゅくりに遊びを楽しむことができた。また参加者がスタッフ(部会委員が属する子育て支援団体関係機関)と自然な形で地域とのかわりを持ちこたえてきたフェアとなった。	A	
		健康福祉局	関係者の熱心な協力体制ができたため、交流の場が必要である。	関係者の熱心な協力体制ができたため、交流の場が必要である。	次年度の開催に向け、地域全体で子育て支援の取組を行っている		

施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-5	かわさき子育てフェスタ	川崎区役所	就学前の子どもと親を対象に子育てに関するイベントを開催し、区内の子育て支援機関のPRとともに支援の輪を広げ、子育てしやすい川崎区を目指す。(実行委員会により協働運営)	18年度～19年度は川崎区健康づくりのつどいと協働開催を進め、世代を超えた子育て支援に取り組んでいく。	18年度から、川崎区健康づくりのつどいととの合同開催 名称、ポスター、チラシを統一し、世代を超えた交流を充実させた。平成19年度は、11月16日(金)教育文化会館で子育て支援機関の合同イベントを行った。参加人数678人、10月27日(土)から11月30日(金)を子育てフェスタ月間として各子育て支援機関でさまざまなイベントを行い、計2,585人が参加。子育てグループの代表、子育て支援関係機関、区民の中から委員を構成し、月1回教育文化会館で実行委員会により協働運営している。	B
		成果及び課題	世代を超えた交流という視点で、健康づくりのつどいととの協働事業は充実してきた。子育てフェスタ実行委員会(保健福祉センター)の負担の増大などの課題が出てきた。			
施策・事業	事業名	所管局	事業概要	19年度までの実施目標	実施状況	評価
16-5	親子グループ活動	教育委員会 事務局	子どもの成長・発達に不安を抱えている保護者とその子どもを対象に、少人数グループによる親子活動と保護者グループ総談を通じた親子の関係を考えたり、子どもへの理解が深まるよう支援していく。成長段階に応じた不安に対応するため、「2～3歳のグループ」と「4歳～就学前のグループ」を設定し実施する。	平成17年度プログラム内容の充実など支援体制の確立を図っていく。学生ボランティアやプログラム研究において大学との連携をさらに深める。平成18年度グループ活動終了後の参加者支援を視野に入れ、各関係機関と連携した支援体制の確立に努める。平成19年度親子グループ活動をモデルにした活動を、行政区単位で展開できるように検討していく。	17年度はプログラム研究を実施し、18年度はボランティア募集を行なうなど活動支援体制の確立に努めた。19年度は、活動への参加者は38組、「年中・年長児」は南部・北部に開催地を拡大した。14～就学前」は、終了後の懇談場所提供を13回実施。延べ65名参加。また、活動のスーパーバイザーとして地域の大学教員及び特別支援学校地域支援コーディネーターに依頼し、参加者の支援を行った。	B
		成果及び課題	近隣の地域子育てセンター、保健福祉センターとの連携もあり、活動への理解も進んだ。地域拡大については、場所・教材・開催周知・ボランティアの確保等の課題は残るが一定の評価はできる。			

事務局 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

電話 044 - 200 - 2344

FAX 044 - 200 - 3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp